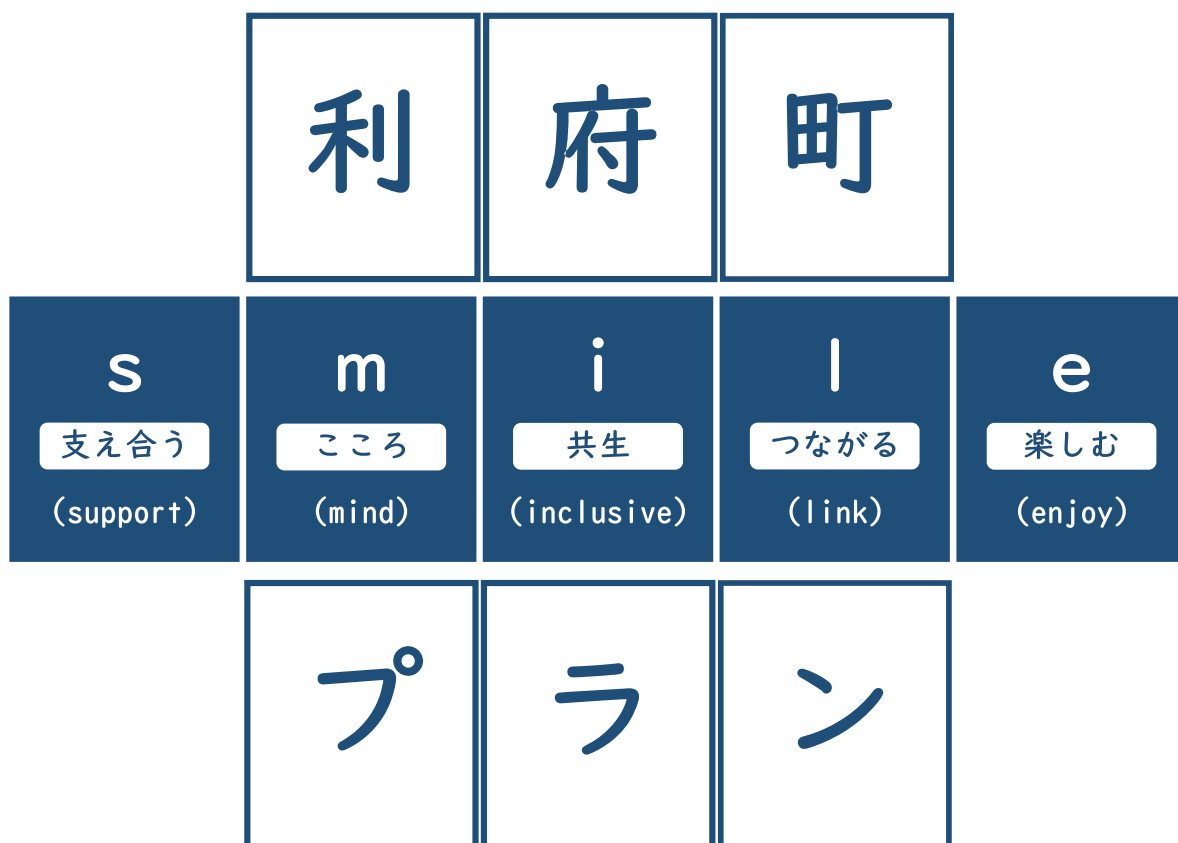


利府町第4期地域福祉計画

利府町成年後見制度利用促進計画

利府町再犯防止推進計画

(素案)



令和 年 月

利府町

目 次

第1章 計画策定の背景・趣旨.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の基本的な考え方.....	2
3 地域福祉に係る国等の動向.....	4
4 計画の法的な位置づけ.....	6
5 関連計画との関係.....	7
6 計画の期間.....	8
7 S D G s の推進.....	9
8 計画の策定体制.....	10
第2章 利府町の現状.....	11
1 総人口・世帯数の推移.....	11
2 高齢者の暮らし.....	12
3 出生数の推移.....	14
4 児童人口及び母子・父子家庭の状況.....	14
5 障がい者（児）の暮らし.....	16
6 生活保護受給の状況.....	17
7 犯罪・非行の状況.....	18
8 調査結果からみられる現状と課題.....	19
9 第3期地域福祉計画の重点目標の達成状況.....	40
第3章 計画の基本理念・方針.....	43
1 基本理念.....	43
2 重点目標.....	44
3 基本目標.....	45
4 施策の体系.....	46
第4章 施策の展開.....	47
基本目標1 住民が主体的に支え合う地域・人づくり.....	47
施策の方向（1） 福祉意識の醸成.....	47
施策の方向（2） 福祉活動の担い手の育成.....	51
基本目標2 地域における支え合いの仕組みづくり.....	54
施策の方向（1） 地域活動の活性化.....	54
施策の方向（2） 見守り支援等の充実.....	57
施策の方向（3） 成年後見制度の利用促進【利府町成年後見制度利用促進計画】.....	60
施策の方向（4） 再犯防止対策の推進【利府町再犯防止推進計画】.....	61
基本目標3 連携と協働で築く地域福祉の基盤づくり.....	63
施策の方向（1） 包括的な支援体制の推進.....	63

施策の方向（２） 福祉サービスの充実.....	66
施策の方向（３） 安全・安心の住み良い地域づくり.....	69
第５章 成果指標の設定.....	73
１ 計画の重点目標の成果指標.....	73
２ 施策項目の成果指標.....	75
第６章 計画の推進に向けて.....	77
１ 計画の推進体制.....	77
２ 計画の進行管理.....	78
資料編.....	79
１ 利府町地域福祉計画策定懇話会設置要綱.....	79
２ 利府町地域福祉計画策定懇話会委員名簿.....	80
３ 利府町地域福祉計画策定の経過.....	81



第1章

計画策定の背景・趣旨



第1章 計画策定の背景・趣旨

1 策定の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く環境をみると、人口減少・少子高齢化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化及び新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった社会情勢の変化に伴い、核家族や一人暮らし世帯が増加する中で、孤独・孤立、老々介護、ダブルケア※、ヤングケアラー※、ひきこもり※、8050 問題※、生活困窮世帯の増加、虐待など、生活問題は多様化しています。

また、これらの問題は、高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉など各制度の狭間にあるケースや、複数の制度にまたがるケースも多く、地域福祉における課題は複合化・複雑化してきている状況となっています。

さらに、地域における住民同士の支え合いや助け合いの重要性が高まる中において、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足も大きな課題となっています。

こうした中、国では、性別、出身、障がいの有無などに関わらず、子どもから高齢者まで全ての人々が分野等を超えてつながり、生きがいを持って互いに助け合いながら、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制の整備や他分野との連携など、各種施策を推進しています。

本町では、令和3年3月に策定した利府町総合計画において、「みんなの夢がかなうまち」を将来像としており、住民一人ひとりが主役となって「誰もが幸せを実感できるまちづくり」を着実に進めることを示しています。また、同年に策定した「利府町第3期地域福祉計画」では、「たがいを認め合い 支え合う 幸せを実感できるまちづくり」を基本理念として、官民連携による地域福祉の推進を図ってきました。

本計画は、こうした社会情勢や課題、取組の経緯を踏まえ、地域共生社会の実現とより一層の福祉向上に向け、本町の地域福祉における新たな基本理念や重点目標、各種施策を示し、住民、行政、社会福祉法人やNPO等の民間団体、企業が一体となって地域福祉を推進していくために、その指針となる福祉分野の最上位計画として策定するものです。

※ダブルケア：育児と介護が同時期に発生する状態。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子ども。

※ひきこもり：様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）

※8050 問題：高齢の親が、同居する50歳代前後の子どもの生活を支えることで、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増加している問題。

2 計画の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民がそれぞれの地域で安心して暮らせるよう、行政、地域住民、福祉サービス事業者やボランティア、NPO等様々な主体が互いに協力して、公的サービスのみではなく住民同士が支え合う自助・共助・公助で地域づくりに取り組んでいくことです。

また、国が目指す「地域共生社会」には、地域における誰もが「他人事」ではなく「我が事」として支え合える関係性に加え、「丸ごと」の包括的な仕組みを作っていく考え方が示されており、本計画においても重要な考え方となります。

(2) 地域共生社会の理念

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが出来る「地域共生社会」を実現するために、地域住民や地域の多様な関係者が、制度・分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係及び世代等の垣根を超えて地域活動に参画し、多様なつながりの中で一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合いながら、自分らしく暮らせる地域社会を目指していきます。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

(3) 関係者の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域の全ての関係者が連携・協働して取り組むことが大切であり、本計画では、関係者の役割を次のように考えます。

【住民】

一人ひとりが地域の担い手として、地域への関心と愛着を持ち、挨拶や見守りなどを通じて地域の中で交流を深めるなど、積極的に地域活動へ参画することが期待されます。

【町内会】

支え合いの地域づくりの活動主体として、地域住民の地域福祉への関心を高め、交流活動等を充実させていくことが期待されます。

【社会福祉法人、企業、民間事業者、NPO、ボランティア団体等】

要支援者のニーズや多様化・複雑化する福祉課題に対応した質の高い支援やサービスを提供することが期待されます。

【社会福祉協議会】

地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域に必要な福祉サービスの提供や地域福祉活動の情報発信、各種団体等をつなぐ調整役として活動することが期待されます。

【民生委員・児童委員】

地域住民に寄り添った見守りや相談支援等に取り組みながら、要支援者や地域の課題に気づき、適宜、町や社会福祉協議会と情報を共有し、連携して活動することが期待されます。

【保護司、更生保護女性会、人権擁護委員等】

安全で安心な地域づくりに向け、犯罪や非行の防止と犯罪や非行からの立ち直り、再犯防止等を推進するための活動に取り組むことが期待されます。

【行政】

公的な福祉サービスを適切に運営するとともに、既存の福祉サービスでは対応が難しいケースへの対応を行います。

地域福祉の推進にあたっては、分野を超えた全庁的な取組が必要であることから、庁内関係各課が一体となって施策の推進に努めます。

(4) 圏域の考え方

本計画では、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として町全域を基本圏域として設定し、施策を展開することとしますが、その他にも町内会・行政区、小学校区、中学校区、地域包括支援センターの担当地域など、本町の圏域には様々な考え方があります。

地域の特性や取り組む内容に応じて様々な立場の人が相互に協力して課題の解決にあたる協働の仕組みづくりのさらなる推進を図ります。

3 地域福祉に係る国等の動向

(1) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となり、国と地方公共団体は、生活上の困難を抱える全ての人を対象とする包括的な支援体制の構築や多職種連携の促進など、「地域共生社会の実現」に向けた取組を推進してきました。

令和2年6月にも社会福祉法が一部改正され、地域福祉の推進は地域共生社会の実現を目指して行わなければならないこと、国及び地方公共団体は、地域生活課題解決に向けて包括的支援体制の整備等必要な措置を講じること、市町村は、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることなどが明記され、「地域共生社会」の実現に向けたより一層の努力が官民ともに求められています。

このような法改正等を受け、令和3年には市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正されており、これらを踏まえた計画内容とすることが求められています。

【参考】市町村地域福祉計画策定ガイドラインの主な内容について

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

『令和3年3月31日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』より

(2) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成28年8月に「生活困窮者自立支援法」の施行及び「生活困窮者自立支援制度」の導入により、国及び地方公共団体では、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ってきました。

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、令和6年4月に「生活困窮者自立支援法」が改正され、生活困窮者等の自立の更なる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることとされています。

県内各市または圏域ごとに相談支援窓口を設けて、電話や来所、訪問等により相談を受け付け、必要な支援を実施しています。

（３）成年後見制度の利用促進に向けた取組

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等において権利擁護支援を必要とする人を支えるため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、令和4年3月には、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）が閣議決定されました。成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取組を推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

県の取組方針では、「宮城県成年後見制度利用促進協議会」の設置や、市町村に対する継続的な研修の実施、実態把握、情報提供や相談対応等を行うこと、担い手の確保・育成のため、市民後見人の養成について市町村と協働し、推進することが示されています。

（４）孤独・孤立対策推進法など、孤独・孤立の問題への対策

令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」等を目指し、国、地方公共団体、支援団体等の連携・協働の推進や支援人材の育成・確保等が規定されました。また、居場所のない若年女性たちの存在の顕在化等を背景に、同月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の整備が規定されました。

（５）再犯の防止等の推進

再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であるため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村においては、再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、国と地方公共団体の役割が明確化された上で、相互の連携による取組が推進されています。

県では、令和2年3月に「宮城県再犯防止推進計画」、令和7年3月に「第二次宮城県再犯防止推進計画」が策定されました。

4 計画の法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定される「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

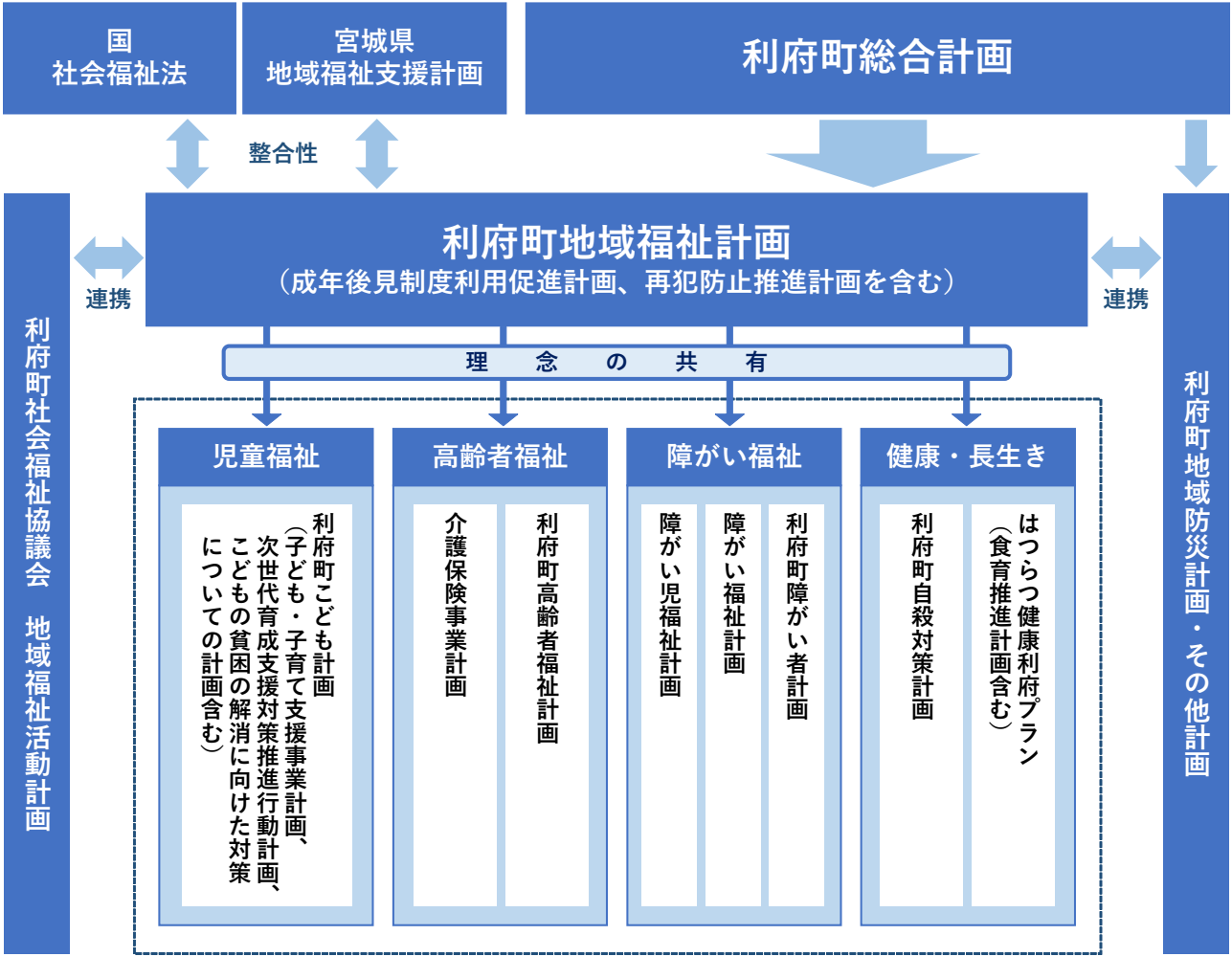
（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

5 関連計画との関係

利府町地域福祉計画は、福祉分野における最上位計画として、その基本方針を定めるものです。
本計画の策定にあたっては、「利府町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「利府町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「はつらつ健康利府プラン（食育推進計画含む）」、「利府町自殺対策計画」、「利府町こども計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画含む）」などの福祉分野のほか、防災分野等とも連携し、計画や施策の整合性を図り、策定しました。

■計画関連図



6 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を実施期間とします。

なお、計画期間中に社会的な環境や保健・医療・福祉に関する制度などに大きな変化がみられた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■地域福祉計画期間及び関係計画期間

計画 \ 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
総合計画	利府町総合計画 (令和3年度～12年度)									
地域福祉計画	第3期計画 (令和3年度～7年度)					第4期計画 (令和8年度～12年度)				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画		第11期 計画	
こども計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画			こども計画					次期 計画	
障がい者計画	第4期計画			第5期計画					第6期 計画	
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		第9期 計画	
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		第5期 計画	
はつらつ健康 利府プラン	第1次計画			第2次計画						
自殺対策計画	第1期計画					第2期計画				
地域防災計画	利府町地域防災計画									

7 SDGsの推進

SDGsは2015年9月に国連で採択された「国際社会における2030年までの開発目標」で、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を理念としています。



本町においては、行政・事業者・住民等の地域が一丸となってSDGsを推進していくために、町の最上位計画である「利府町総合計画」で掲げる21の施策のうち、本計画と特に関わりの深い『支え合える地域福祉の形成』では、以下7つの目標に対応していることから、本計画を推進するにあたって特に意識し、施策の推進に取り組んでいきます。



8 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民のほか、学識経験者、福祉関係団体代表者、社会福祉を目的とする事業の従事者等を加えた利府町地域福祉計画策定懇話会を設置し、町民や地域、団体の取組など、各種福祉制度について、町民や専門家と協議する機会を設けるとともに、町民及び福祉に関わる団体を対象としたアンケート調査を実施し、町民や関係者の声を計画に反映できるよう努めてきました。

また、幅広く町民の方よりご意見をいただくため、令和7年11月27日～12月26日に本計画の素案を本町ホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（地域住民等からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。



第2章 利府町の現状



第2章 利府町の現状

1 総人口・世帯数の推移

本町の総人口は令和2年の35,980人から令和4年の36,037人にかけては増加してきましたが、以降は減少に転じ、令和7年の総人口は35,789人と、令和2年から191人の減少となっています。人口構成割合においては、0歳～14歳の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加する少子高齢化の傾向が示されています。

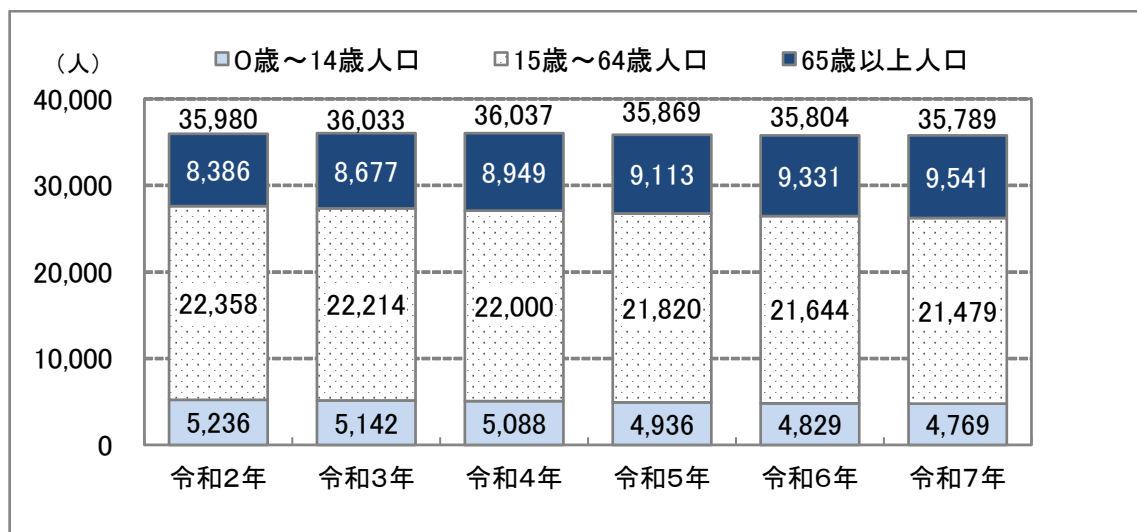
■利府町の人口・割合等の推移

(単位：人、%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	35,980	36,033	36,037	35,869	35,804	35,789
0歳～14歳人口	5,236	5,142	5,088	4,936	4,829	4,769
（人口構成割合）	14.6%	14.3%	14.1%	13.8%	13.5%	13.3%
15歳～64歳人口	22,358	22,214	22,000	21,820	21,644	21,479
（人口構成割合）	62.1%	61.6%	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%
65歳以上人口	8,386	8,677	8,949	9,113	9,331	9,541
（人口構成割合）	23.3%	24.1%	24.8%	25.4%	26.1%	26.7%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年代別人口の推移



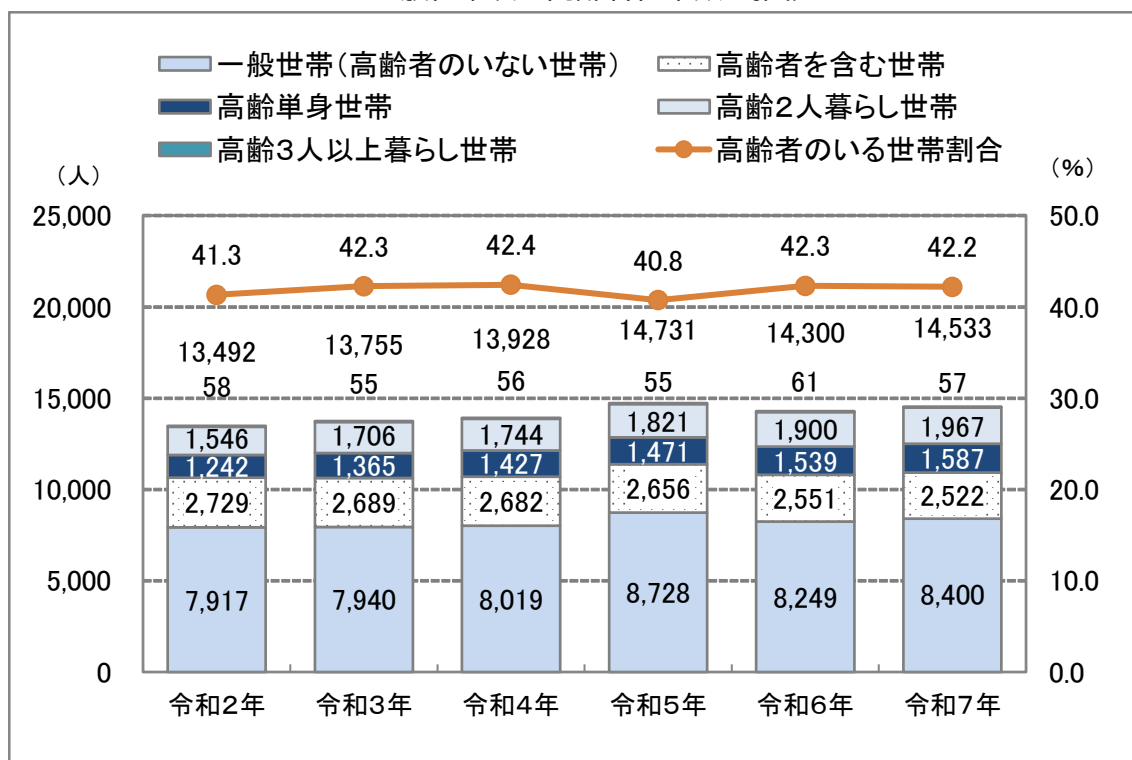
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 高齢者の暮らし

(1) 高齢者世帯数の推移

令和7年の65歳以上の高齢者のいる世帯数は6,133世帯で、総世帯数(14,533世帯)に占める割合は、42.2%となっています。とくに高齢2人暮らし世帯と高齢単身世帯の増加が顕著となっています。

■一般世帯及び高齢者世帯数の推移

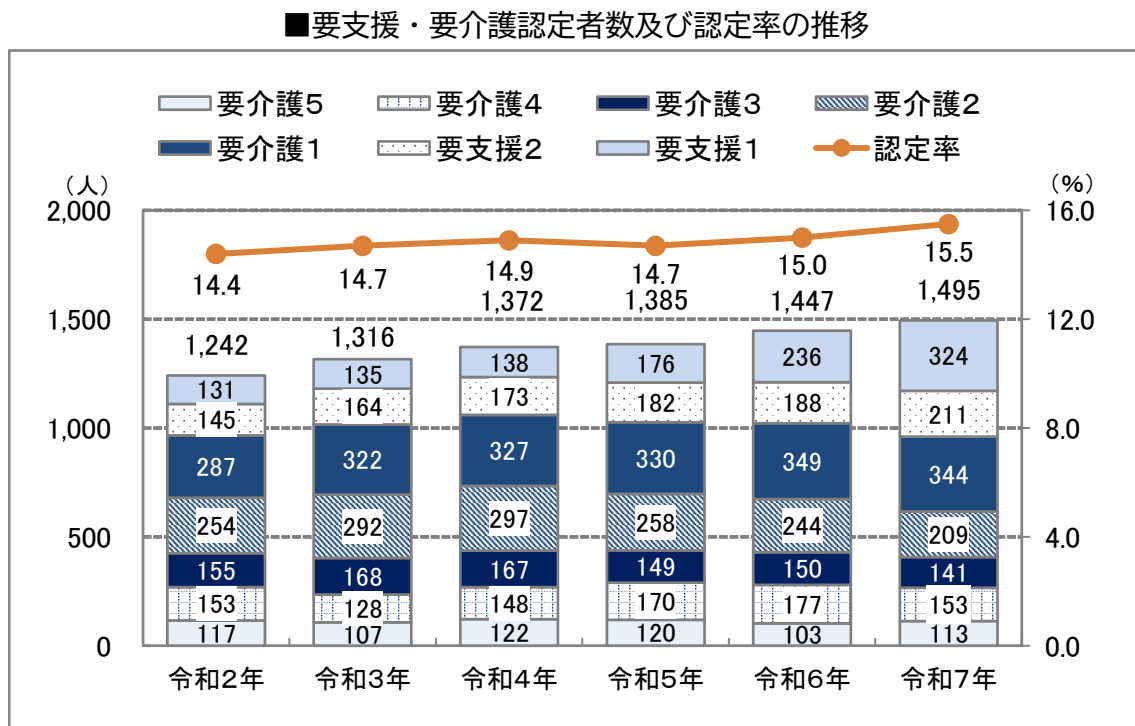


資料：宮城県高齢者人口調査（各年3月31日現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、令和2年の1,242人から、令和7年には1,495人と253人の増加となっています。また、要支援・要介護認定者数に占める要支援1・2及び要介護1の軽度者の割合が多くなっています。

65歳以上の第1号被保険者の要支援・要介護認定率は、令和2年の14.4%から、令和7年には15.5%と、1.1ポイント増加しています。



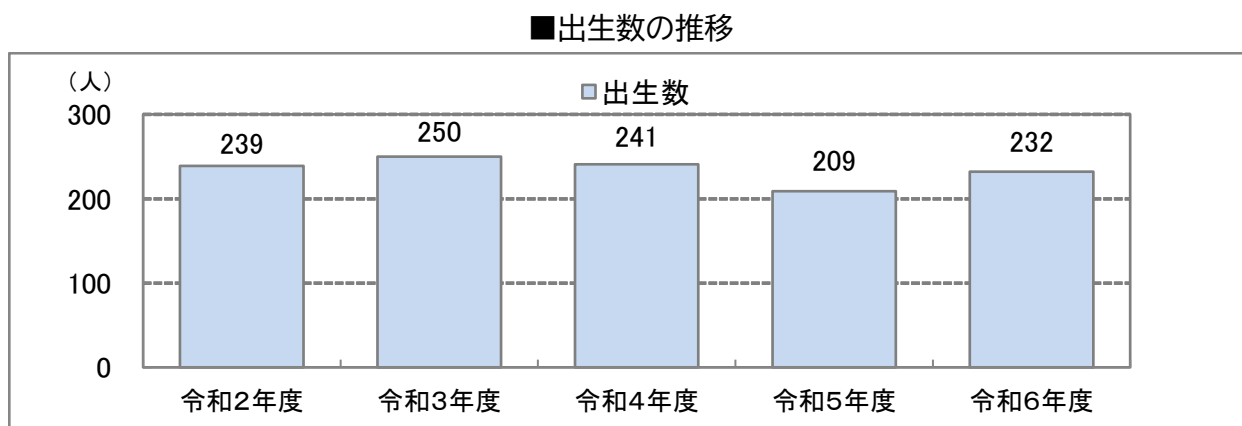
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年4月30日現在）

※認定者数は第2号被保険者を含む

※認定率は第1号被保険者のみ

3 出生数の推移

本町の出生数は、令和2年度から令和7年度の間、200人から250人の間で増減を繰り返し、令和6年度は232人と、令和2年度（239人）からは2.9%の減少となっています。

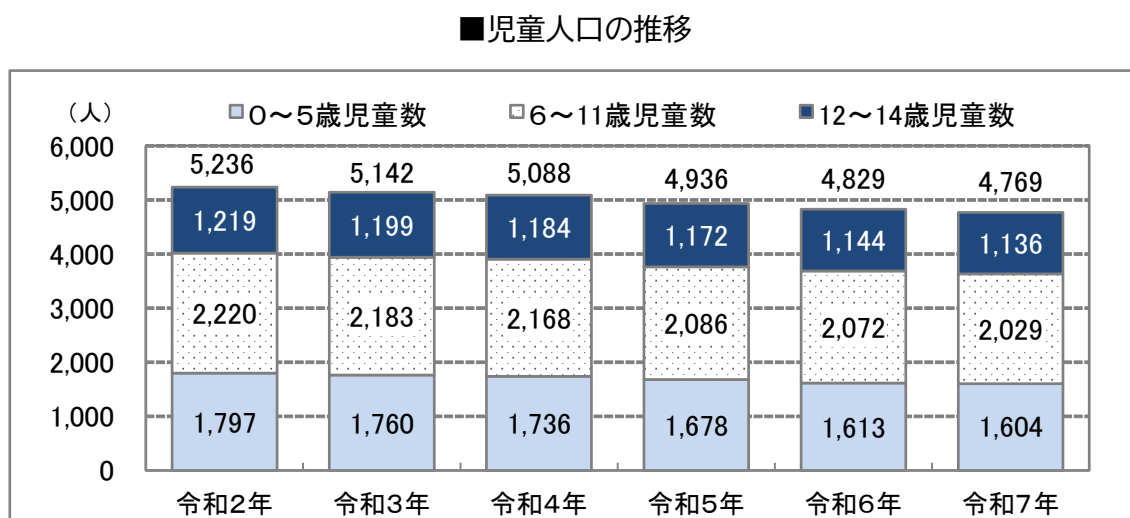


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

4 児童人口及び母子・父子家庭の状況

（1）児童人口の推移

令和2年の児童人口は0～5歳児が1,797人、6～11歳児が2,220人、12～14歳児が1,219人で、令和7年には0～5歳児が1,604人、6～11歳児が2,029人、12～14歳児が1,136人といずれも減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 母子・父子家庭の状況

本町の母子・父子家庭の状況では、母子家庭の母と父子家庭の父の人数を合計すると、令和2年の259人から令和4年の274人にかけては増加していましたが減少に転じ、令和7年は265人と、ほぼ横ばいとなっています。

また、母子家庭と父子家庭及び父母のいない児童を合計すると、令和2年の388人から令和4年の416人にかけては増加していましたが減少に転じ、令和6年は400人と、400人前後で推移しています。

■母子・父子家庭の推移

(単位：人)

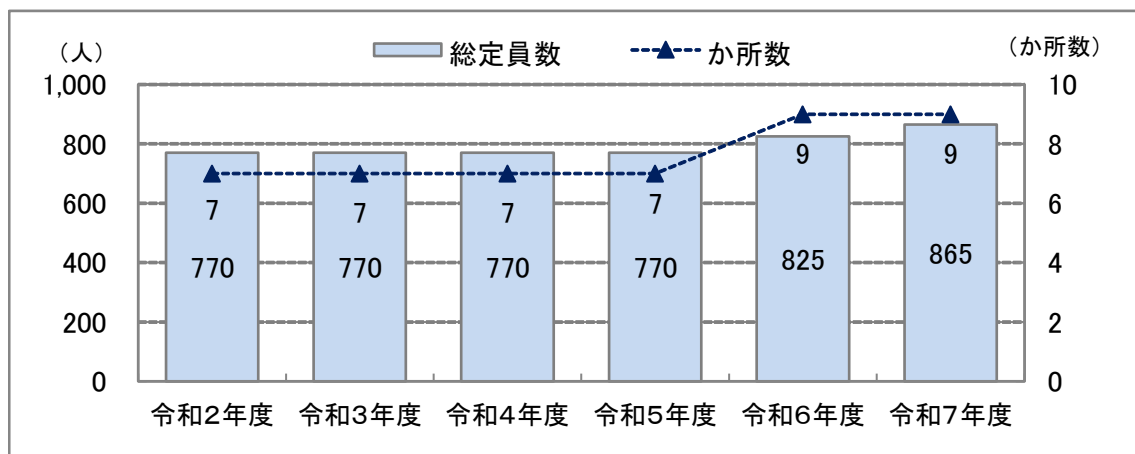
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
母子家庭の母	246	250	257	252	249
父子家庭の父	13	18	17	17	16
合計	259	268	274	269	265
母子家庭の児童	366	373	383	374	372
父子家庭の児童	21	32	32	32	27
父母のいない児童	1	1	1	1	1
合計	388	406	416	407	400

資料：子ども支援課「医療助成登録者」(各年10月1日現在)

(3) 放課後児童健全育成事業の状況

本町の放課後児童健全育成事業は、町内9か所で実施しており、児童定員数は令和2年度の770人から、令和7年度には865人と拡充しています。

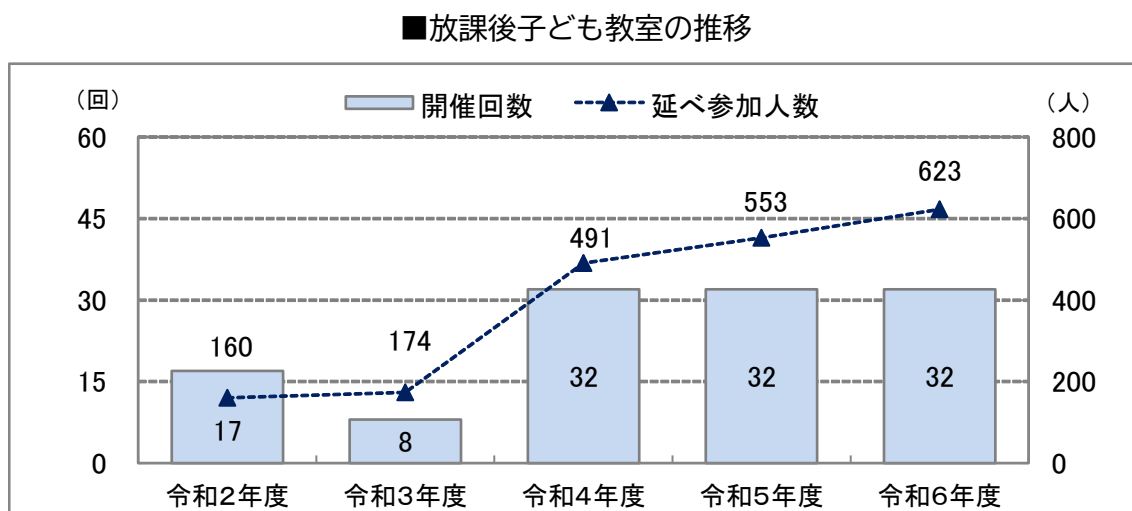
■放課後児童健全育成事業の推移



資料：子ども支援課（各年度3月31日現在）

（４）放課後子ども教室の実施状況

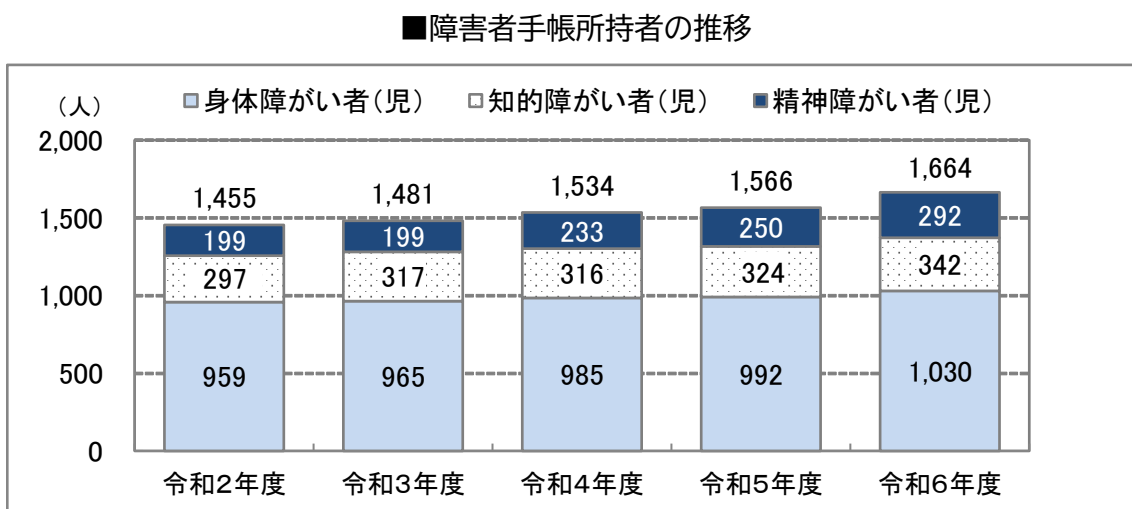
放課後子ども教室の開催回数は、令和2年度は17回、令和3年度は8回と、新型コロナウイルス感染拡大の影響から少なくなりましたが、令和4年度以降は32回となっています。延べ参加人数は、令和2年度の160人から令和6年度は623人と、増加傾向で推移しています。



資料：生涯学習課（各年度3月31日現在）

5 障がい者（児）の暮らし

障害者手帳所持者数は、「身体障がい者（児）」「知的障がい者（児）」「精神障がい者（児）」全てで増加しており、令和2年度の1,455人と令和6年度の1,664人とを比較すると、14.4%の増加となっています。また、障がい別では、令和6年度で身体障がい者が1,030人と全体の61.9%を占めています。

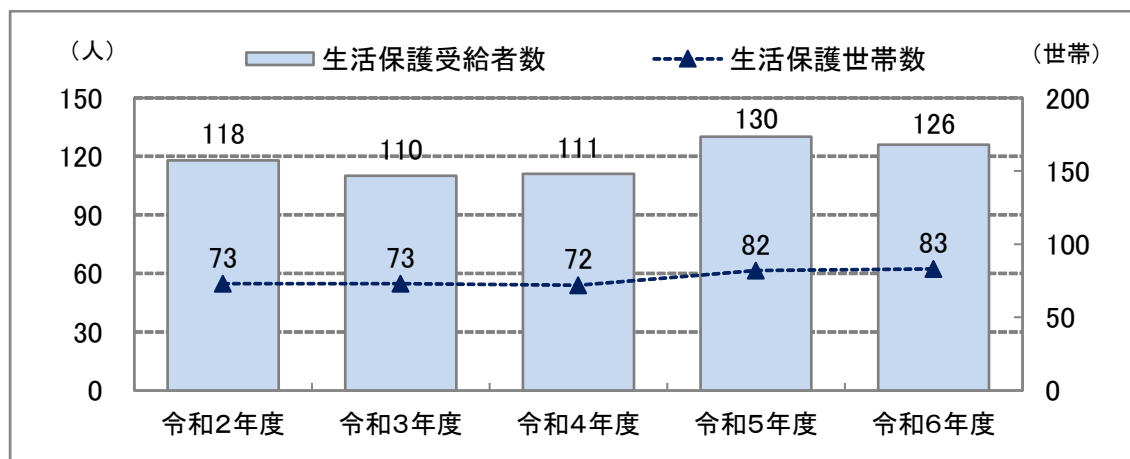


資料：地域福祉課障がい福祉係「福祉行政報告例」（各年度3月31日現在）

6 生活保護受給の状況

生活保護受給の状況では、令和6年度末現在で生活保護受給者数が126人、生活保護世帯数が83世帯となっています。

■生活保護受給者数及び世帯数の推移



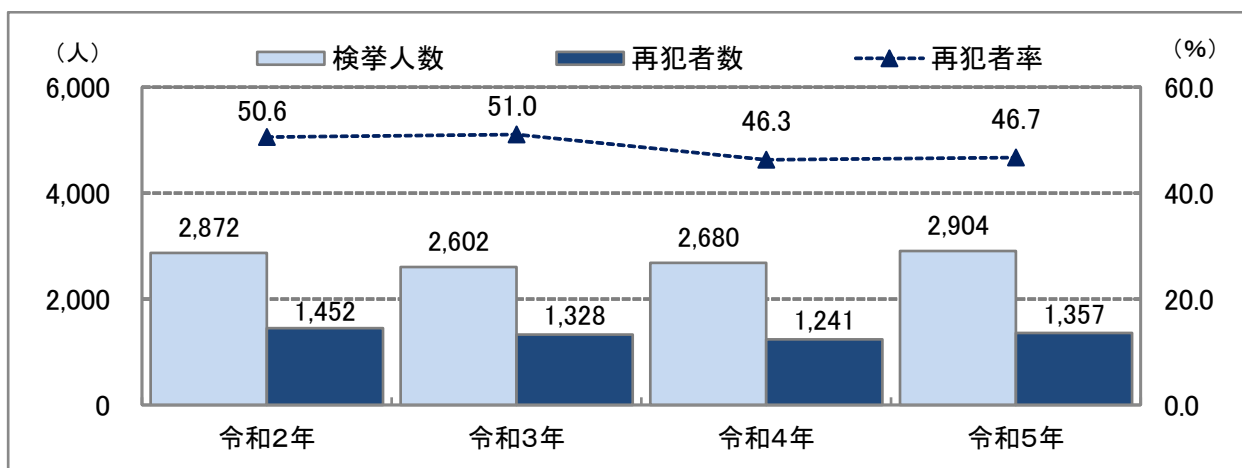
資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

7 犯罪・非行の状況

(1) 検挙人数、再犯者数の年別推移（宮城県）

宮城県の検挙人数は、令和5年は2,902人、うち再犯者数は1,357人となっています。再犯者率は46.7%となっています。

■ 検挙人数、再犯者数の年別推移（宮城県）

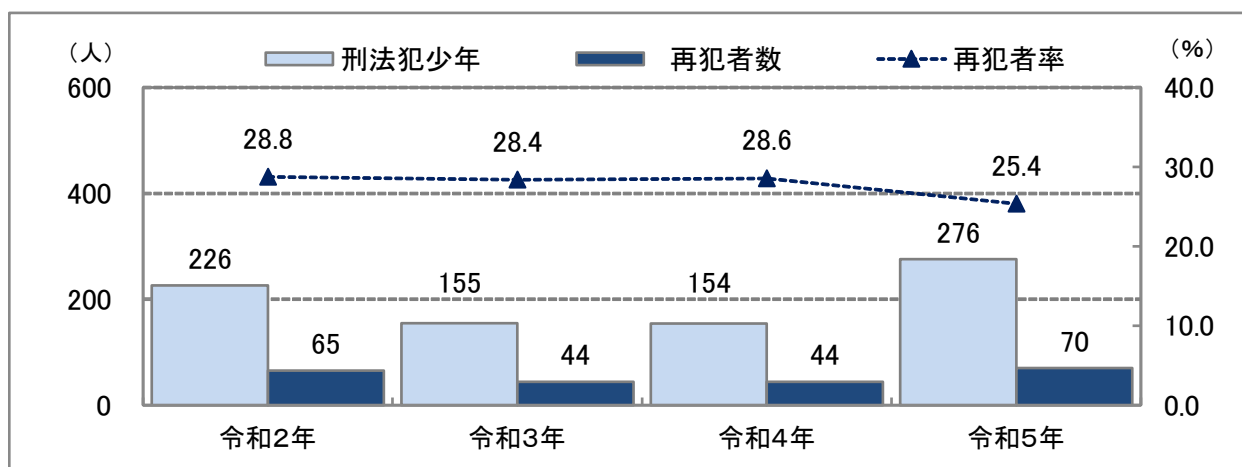


資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

(2) 刑法犯少年の再犯者の状況（宮城県）

宮城県の刑法犯少年の人数は、令和5年は276人、うち再犯者数は70人となっています。再犯者率は25.4%となっています。

■ 刑法犯少年の再犯者の状況（宮城県）



資料：宮城県警生活安全部少年課「オープンデータみやぎ（県警関係）」

8 調査結果からみられる現状と課題

(1) 町民意識調査の概要

本町における福祉に関する住民ニーズの把握と地域の特性や実状等を洗い出し、課題を分析、検討し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

■調査期間：令和7年2月7日（金）～令和7年2月28日（金）

※集計処理にあたっては、令和7年3月17日（月）着分の調査票まで含めている

■調査対象：住民基本台帳に登録された18歳以上の方から2,000名を無作為抽出

■調査方法：郵送配付・郵送、WEB回答

■回収結果

配付数	総回収数	有効回収数	回収率
2,000	872	872	43.6%

(2) 各種団体アンケート調査の概要

本庁における関係団体の状況や地域福祉に関する意見等を伺い、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

■調査期間：令和7年6月12日（木）～令和7年6月27日（金）

※集計処理にあたっては、令和7年7月10日（木）着分の調査票まで含めている

■調査対象：町内の地域福祉関係団体10団体を抽出

■調査方法：郵送配付・郵送回答

■回収結果

配付数	総回収数	有効回収数	回収率
10	10	10	100.0%

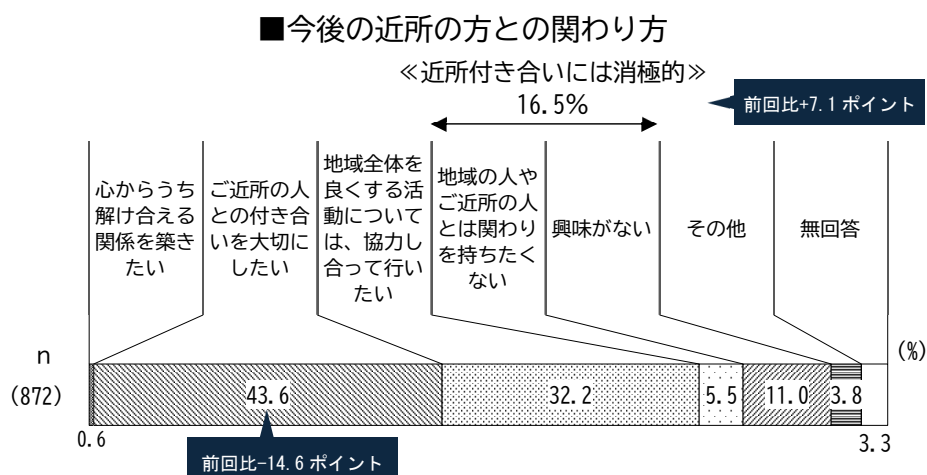
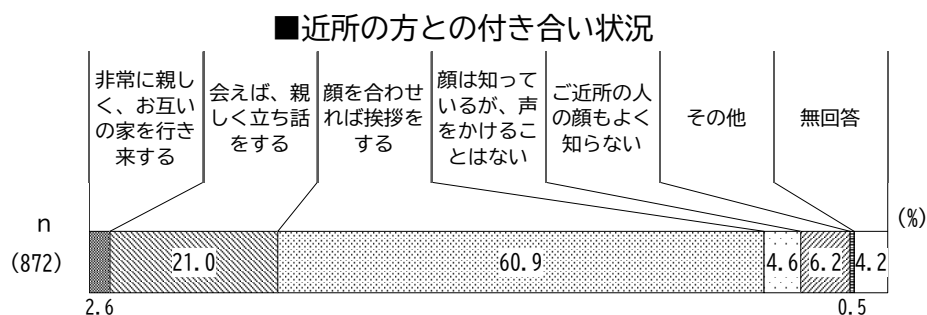
(3) 調査結果の見方

- ① nは比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示しています。
- ② 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、単一回答形式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると100.0%を超えます。
- ④ 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。
- ⑤ 「前回」とは、前回調査である令和2年3月～4月に実施した「利府町第3期地域福祉計画」策定に係る町民意識調査のことを指します。

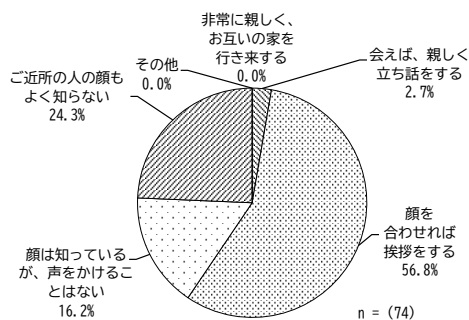
(4) 町民意識調査の調査結果からみられる現状と課題

① 近所の方との付き合い状況と今後の関わり方

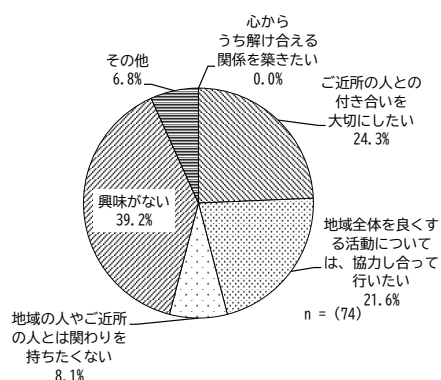
- ・「顔を合わせれば挨拶をする」が前回と同様に 60%を超え、最も多くなっています。
- ・今後は、「ご近所の人との付き合いを大切にしたい」が 43.6%と最も多いものの、前回より 14.6 ポイント減少し、一方で、「近所付き合いには消極的」は前回より 7.1 ポイント増加しました。
- ・30 歳未満では「顔は知っているが、声をかけることはない」と「ご近所の方の顔も良く知らない」を合わせると 40%を超え、今後の関わり方も、「興味がない」が 40%弱となっています。



■ 30 歳未満の近所の方との付き合い状況



■ 30 歳未満の今後の近所の方との関わり方

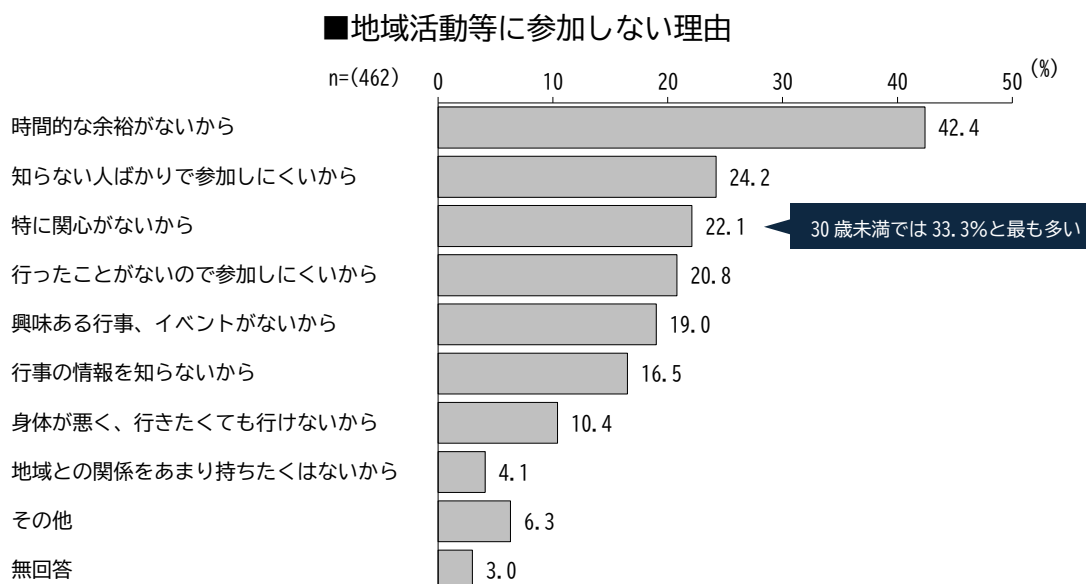
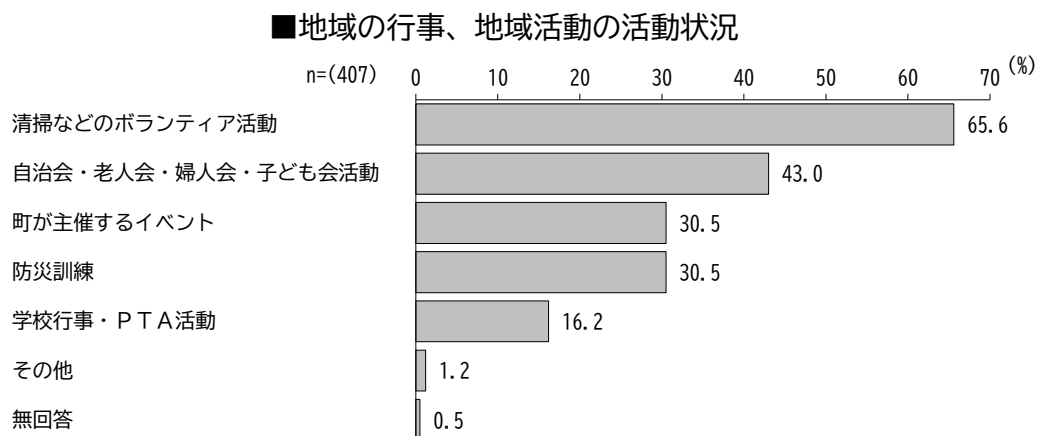
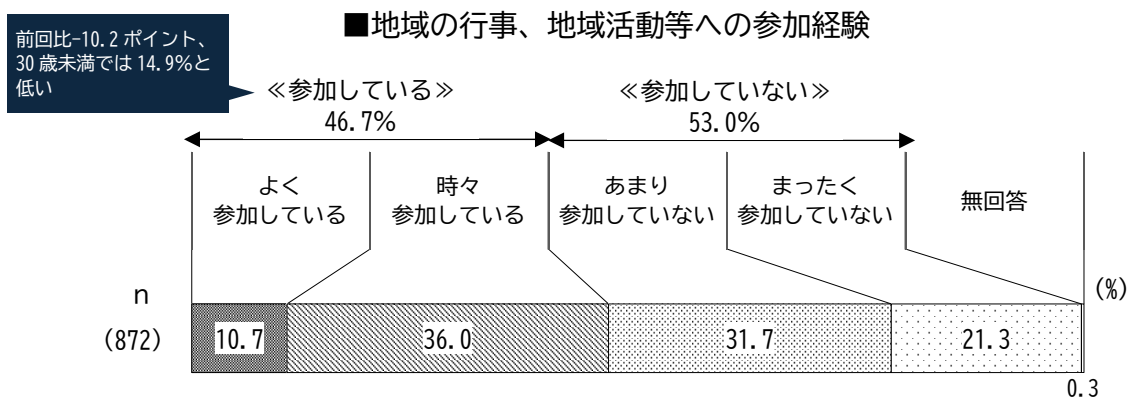


Point!

★近所付き合いの希薄化が進んでおり、特に若い世代で顕著となっています。

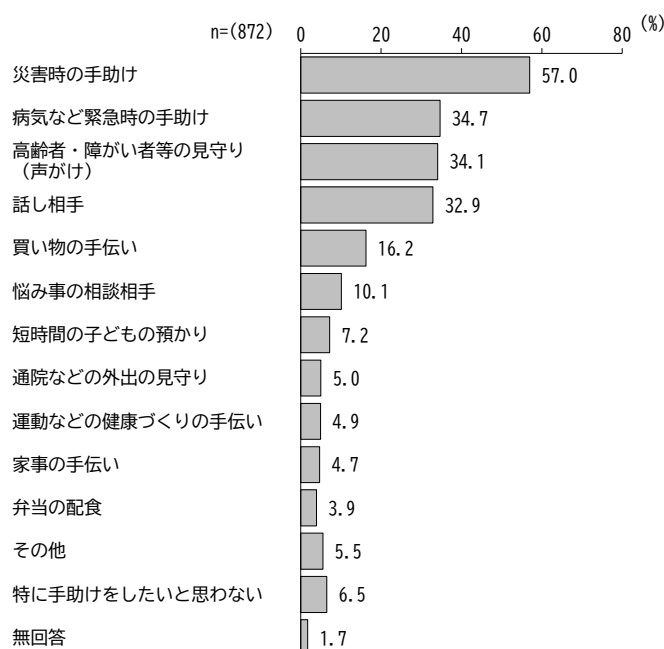
②地域への参画

- ・地域の行事や地域活動等に「参加している」が46.7%で、前回より10.2ポイント減少しており、具体的な活動内容は「清掃などのボランティア活動」が65.6%と最も多くなっています。
- ・30歳未満では「参加している」が14.9%と、他の年代よりも低くなっています。
- ・地域活動等に「参加していない」が53.0%で、その理由は「時間的な余裕がないから」が42.4%と最も多くなっています。
- ・30歳未満では「特に関心がないから」が33.3%で最も多くなっています。

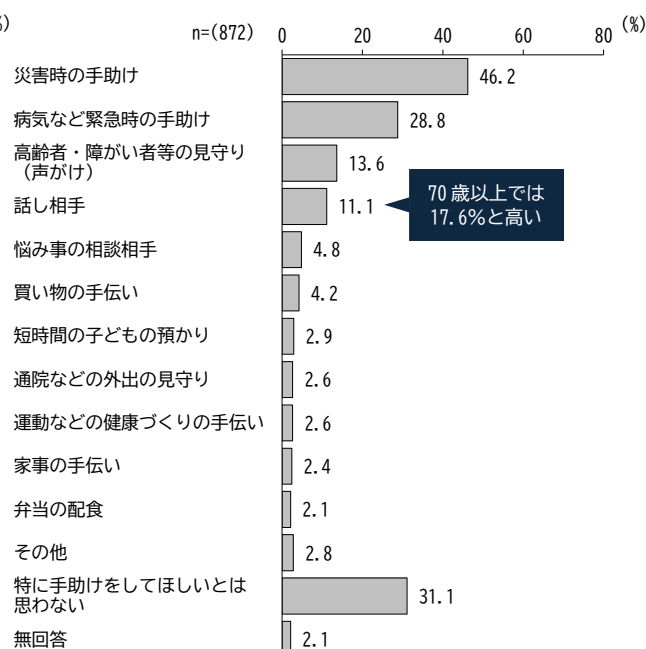


- ・ご近所との付き合いの中で、困っている方に対してできる手助けと、自身や家族が手助けをして欲しいことについては、いずれも「災害時の手助け」（できる手助け 57.0%、して欲しい手助け 46.2%）が最も多くなっており、また、「病気など緊急時の手助け」、「高齢者・障がい者等の見守り（声がけ）」、「話し相手」が上位となっています。
- ・手助けをして欲しいことについて、70歳以上では「話し相手」が 17.6%と他の年代よりも高くなっています。
- ・一方、「特に手助けをしてほしいとは思わない」が 31.1%となっており、ご近所付き合いや、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。

■近所付き合いの中で、困っている方に対してできる手助け



■近所付き合いの中で、手助けをして欲しいこと

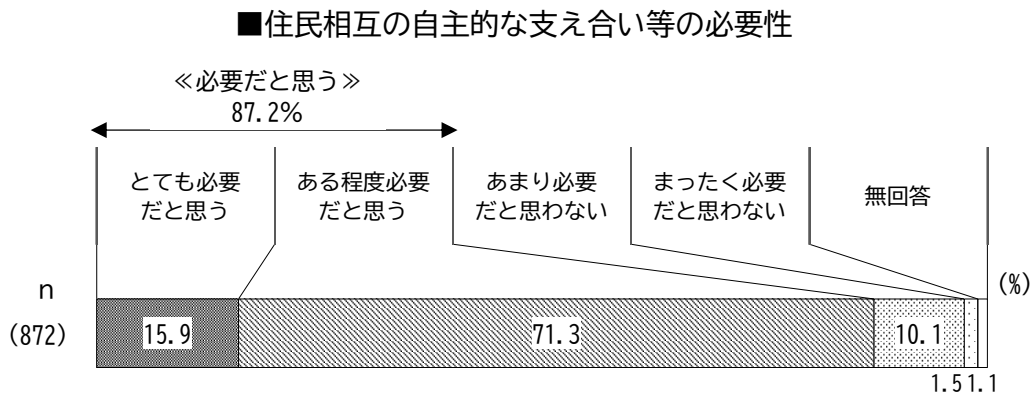


Point!

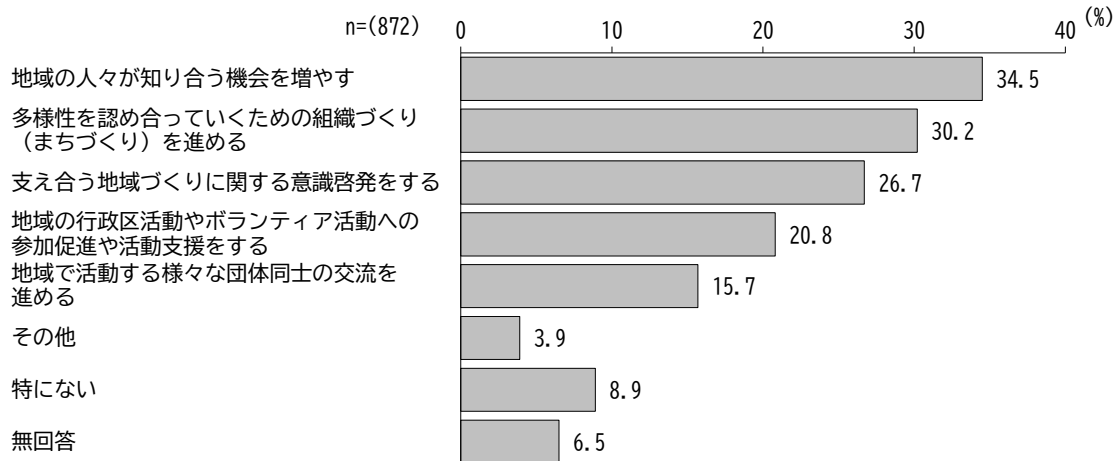
- ★生活環境が多様化する中、「時間的な余裕がない」との理由が多く、地域行事・地域活動等への参加が減少傾向にあることから、清掃・ボランティア活動など「参加しやすい時間・内容」といった工夫や積極的なPRが重要となります。
- ★若い世代が関心を持てるような地域活動の活性化が必要です。
- ★災害時の助け合いのニーズが高いことから、ご近所付き合いの希薄化や地域への関心の低下を改善できるよう、平時からの交流や助け合いのきっかけづくりが必要です。
- ★高齢者は話し相手を求めると同時に自身も話し相手になれると考えていることから、交流の促進が必要です。

③住民相互の自主的な支え合い等

- ・住民相互の自主的な支え合い等については、「必要だと思う」が87.2%を占めています。
- ・住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために利府町が行うべき支援は「地域の人々が知り合う機会を増やす」が34.5%と最も多く、次いで「多様性を認め合っていくための組織づくり（まちづくり）を進める」が30.2%、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」が26.7%となっています。



■住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために利府町が行うべき支援

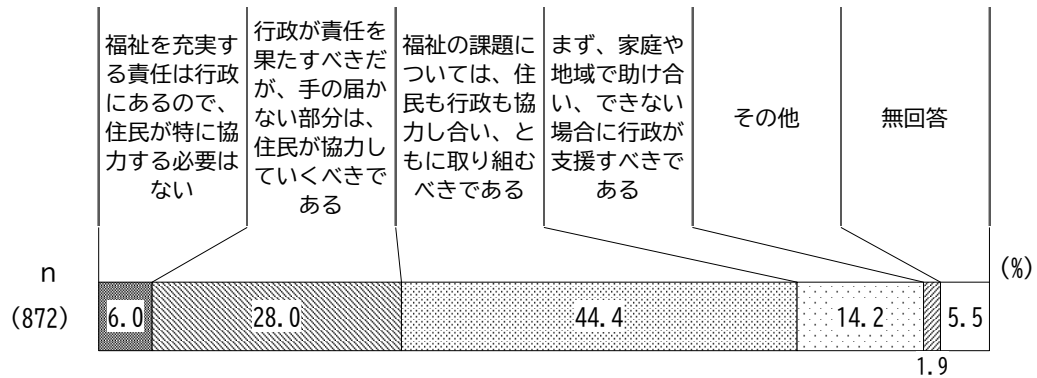


Point!

★近所付き合いの希薄化が進んでいますが、多くの人々が「住民同士の支え合いが必要」と感じていることから、住民や団体の交流の機会を拡大するとともに、支え合いや多様性を認め合うことの重要性についての啓発などが必要となります。

- ・福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係については、「福祉を充実する責任は行政にあるので、住民が特に協力する必要はない」は6.0%のみとなっています。

■福祉サービスの充実のための行政と地域住民の関係について



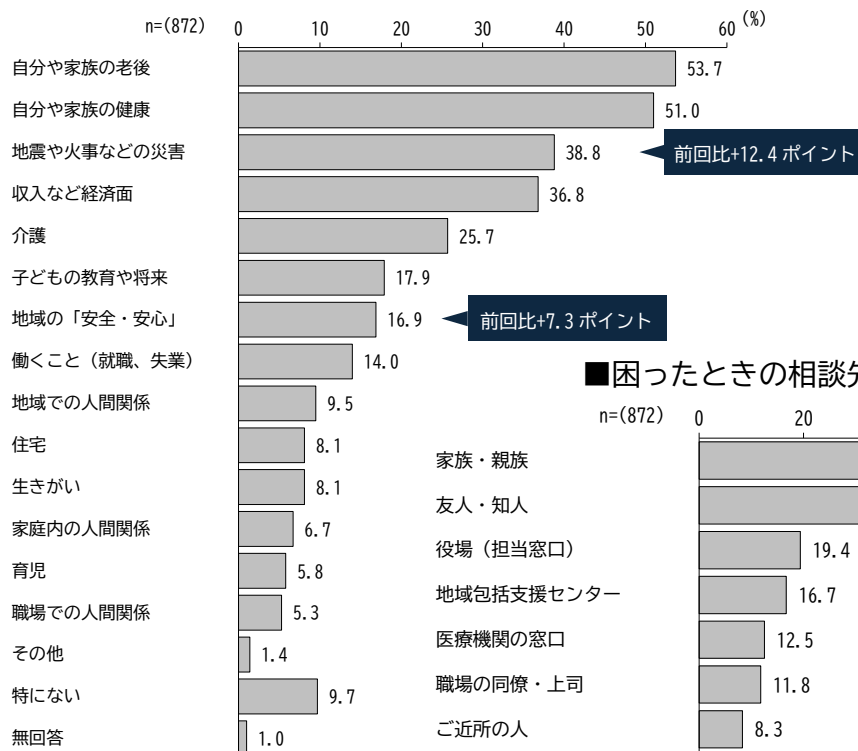
Point!

- ★福祉サービスを充実するためには、ほとんどの人が、住民と行政が協力し合うべきであると考えています。
- ★一人ひとりが地域の担い手であるという意識を持ち、住民相互の自主的な支え合いに加えて、行政と連携し、地域課題の解決に取り組むことが必要です。

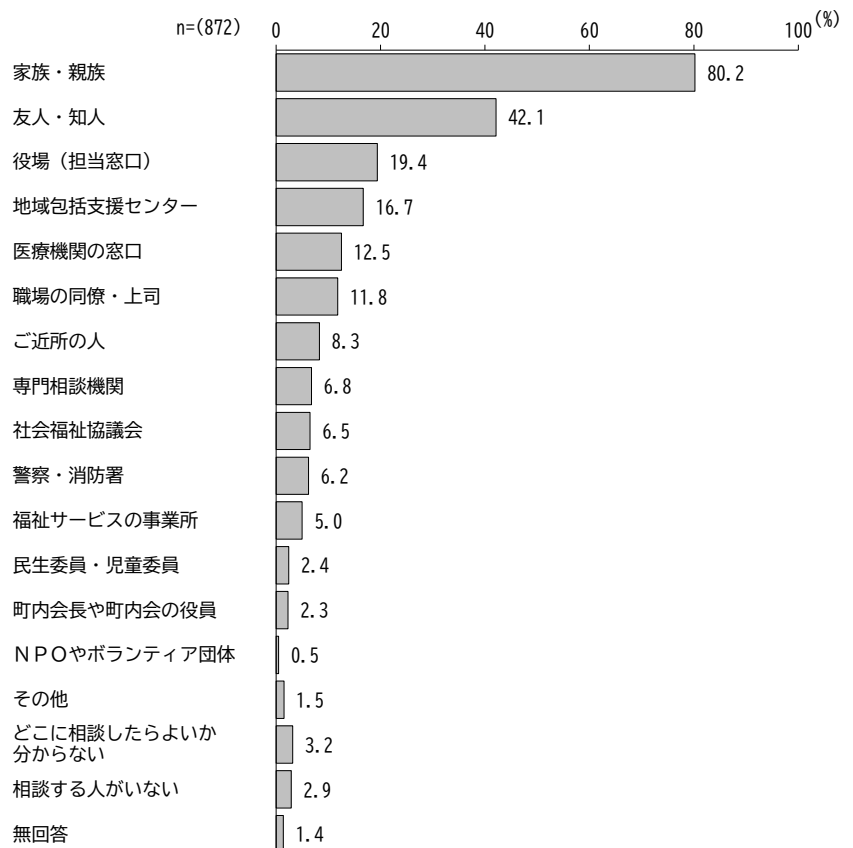
④悩みごと・相談先

- ・日常生活の中での悩みや不安の状況については、「自分や家族の健康や老後」が53.7%と最も多くなっており、また、「地震や火事などの災害」や「地域の「安全・安心」」が前回と比較すると増加しています。
- ・困ったときの相談先は「家族・親族」が80.2%と非常に多く、次いで「友人・知人」が42.1%となっています。

■日常生活での悩みや不安の状況



■困ったときの相談先



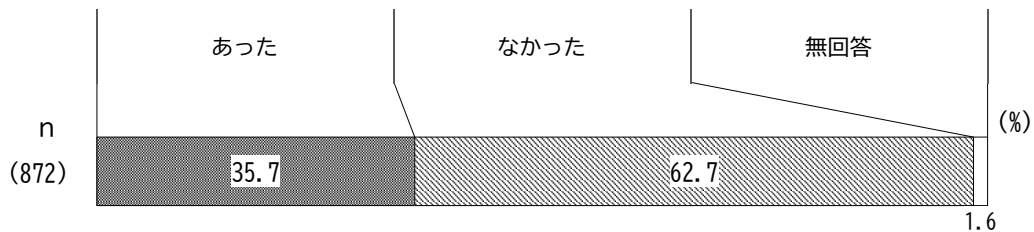
Point!

- ★老後、地震などの災害、地域の安全・安心に不安を感じる人が多くなっています。
- ★相談先は家族・親族や友人・知人に集中しています。いろいろな相談先があることを知ってもらえるよう、幅広い世代に対する相談先のわかりやすい周知が必要です。

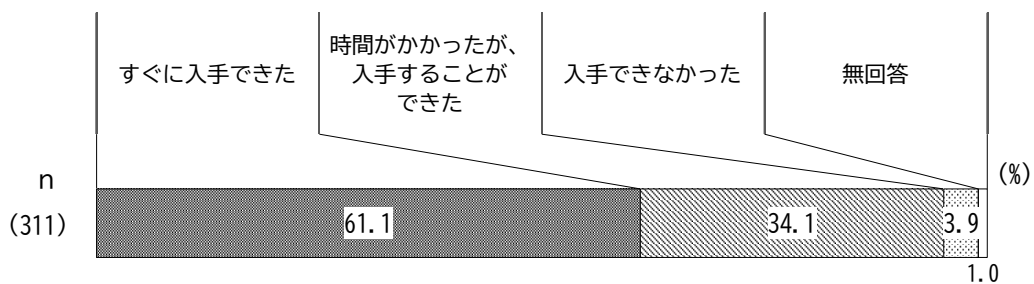
⑤福祉サービス等の情報提供・入手

- ・保育・福祉サービス、健康づくりに関する情報を入手する必要性が「あった」が35.7%となっており、そのうち、必要とする情報が「すぐに入手できた」が61.1%となっています。
- ・福祉サービスに関する情報の入手先は、「町の広報紙やホームページ」が52.8%と最も多くなっています。

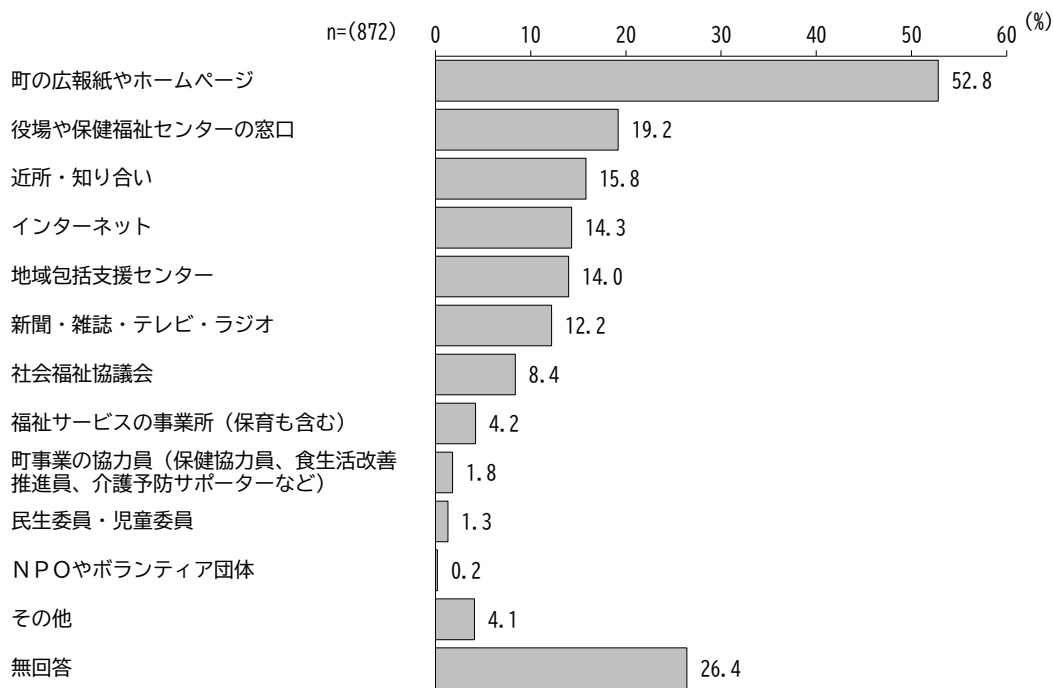
■保育・福祉サービス、健康づくりに関する情報の必要性



■必要とする情報の入手状況

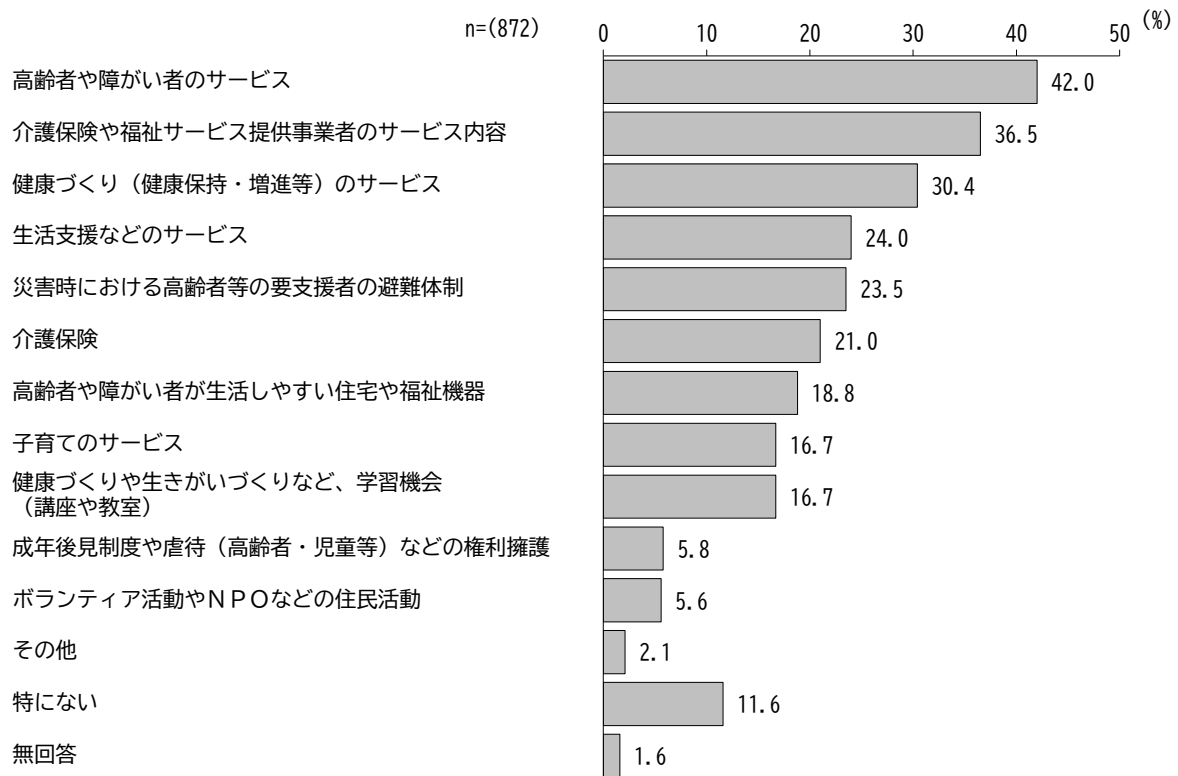


■福祉サービスに関する情報の入手先



- ・福祉や健康についての情報の充実等の要望については、「高齢者や障がい者のサービス」が42.0%と最も多く、次いで「介護保険や福祉サービス提供事業者のサービス内容」、「健康づくり（健康保持・増進等）のサービス」の順となっています。

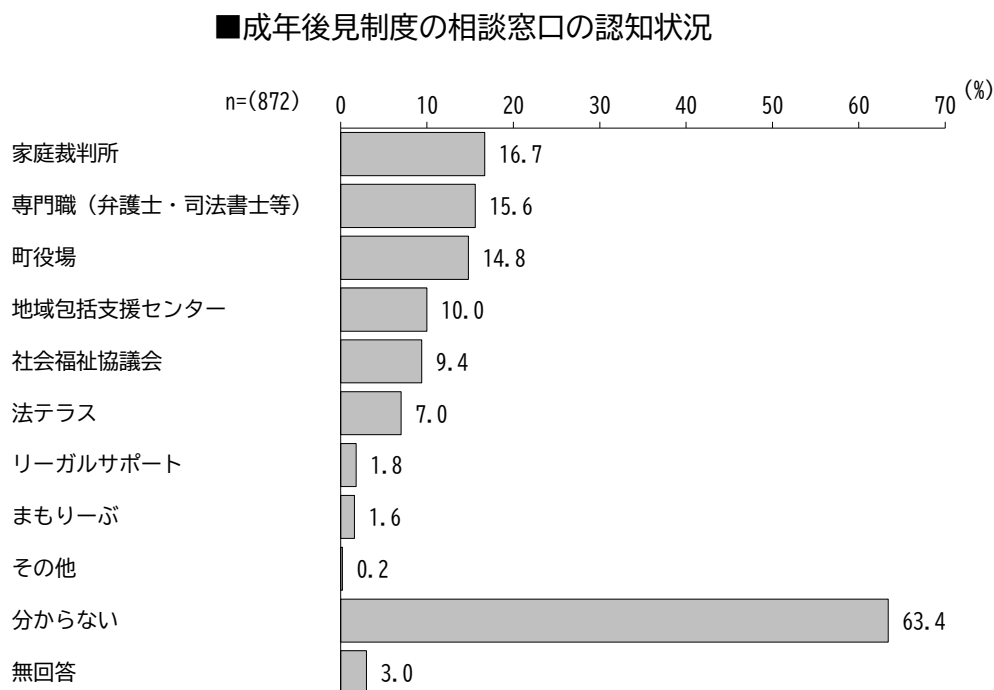
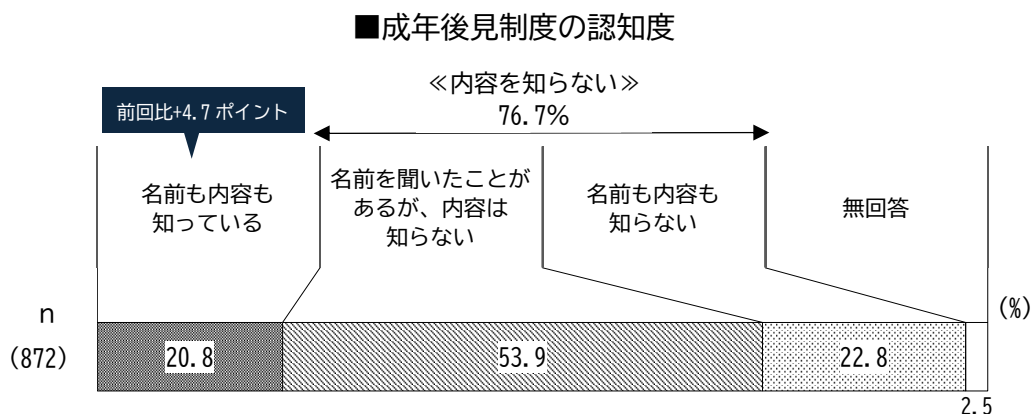
■福祉や健康についての情報の充実等の要望

**Point!**

- ★保育・福祉サービス、健康づくりに関する情報を必要とした人の多くが情報を入手できており、特に広報紙やホームページの割合が多くなっています。
- ★ニーズの高いサービス情報について、多様な手段であらゆる世代に積極的に発信することが重要です。

⑥成年後見制度

- ・成年後見制度の認知度については、「内容を知らない」が76.7%となっており、「名前も内容も知っている」は20.8%と低いものの、前回より4.7ポイント増加しています。
- ・成年後見制度の相談窓口の認知状況は、「分からない」が63.4%で最も多くなっています。



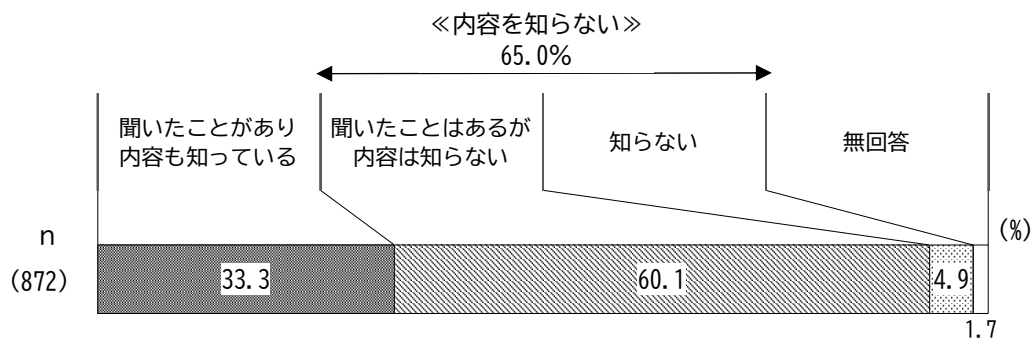
Point!

★少子高齢化が進む中、「成年後見制度」という名称自体の認知度はやや高まっているものの、多くの人は内容まで知らない状況であり、また、相談窓口についても認知度が低いことから、情報発信等の取組が必要となります。

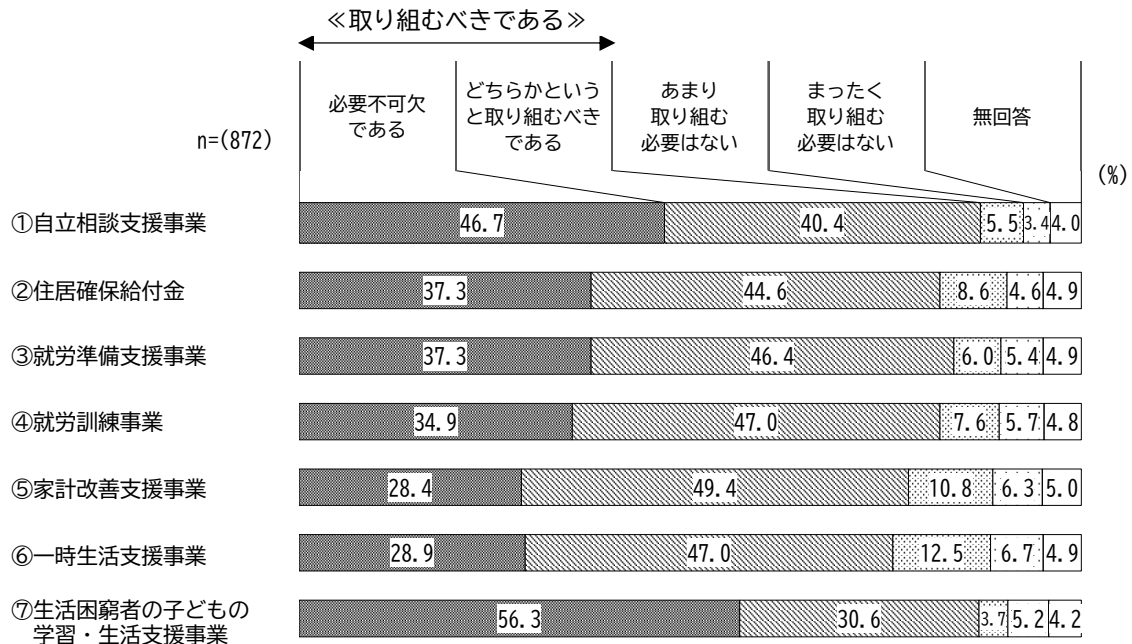
⑦生活保護、生活困窮者自立支援法（制度）

- ・生活保護制度の認知度については、「聞いたことがあり内容も知っている」が33.3%、「内容を知らない」が65.0%となっています。
- ・生活困窮者自立支援法（制度）の必要性については、「取り組むべきである」が全ての項目で7～9割を占めており、中でも『①自立相談支援事業』が87.1%、『⑦生活困窮者の子どもの学習・生活支援事業』が86.9%と多くなっています。

■生活保護制度の認知度



■生活困窮者自立支援法（制度）の必要性



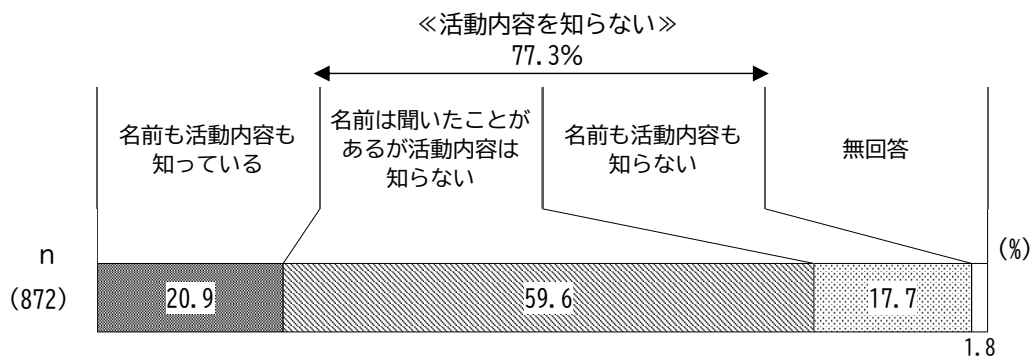
Point!

★物価高騰の影響により生活困窮の拡大が懸念される中、生活困窮者自立支援の必要性を感じている人が多いことから、生活困窮者に対する適切な支援を行うことが重要です。

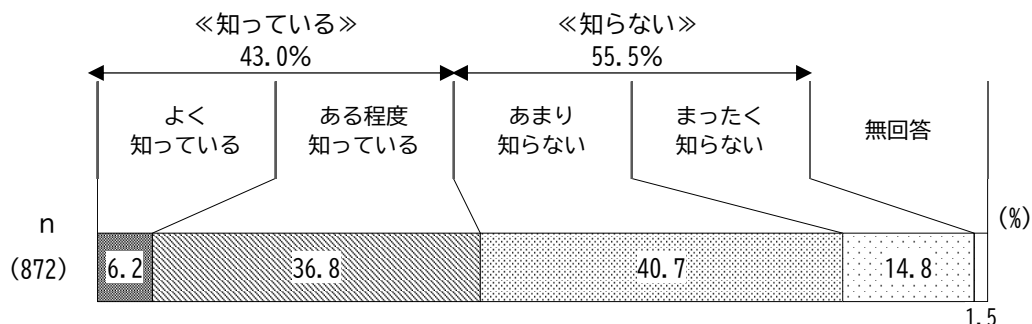
⑧地域福祉関係機関・団体の認知度

- ・「利府町社会福祉協議会」の活動の認知度については、「名前も活動内容も知っている」は20.9%にとどまり、「活動内容を知らない」が77.3%となっています。
- ・「民生委員・児童委員」の役割の認知度については、「知っている」が43.0%、「知らない」が55.5%となっています。
- ・30歳未満の場合、「利府町社会福祉協議会」の「活動内容を知らない」が89.1%、「民生委員・児童委員」の役割についても「知らない」が82.4%と他の年代よりも高くなっています。

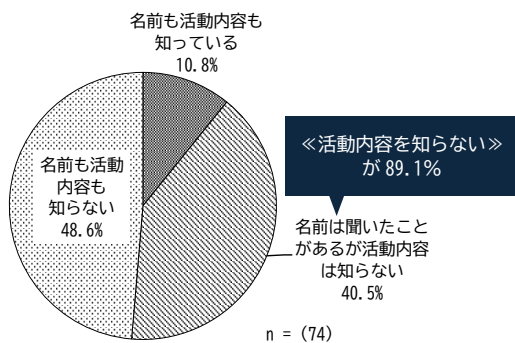
■「利府町社会福祉協議会」の活動の認知度



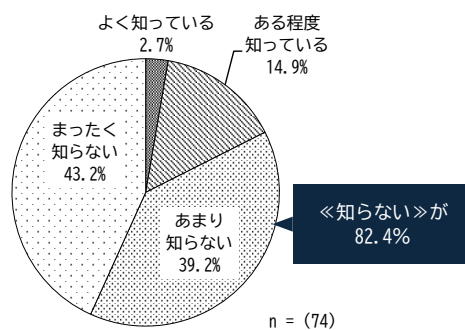
■「民生委員・児童委員」の役割の認知度



■30歳未満の「利府町社会福祉協議会」の活動の認知度



■30歳未満の「民生委員・児童委員」の役割の認知度



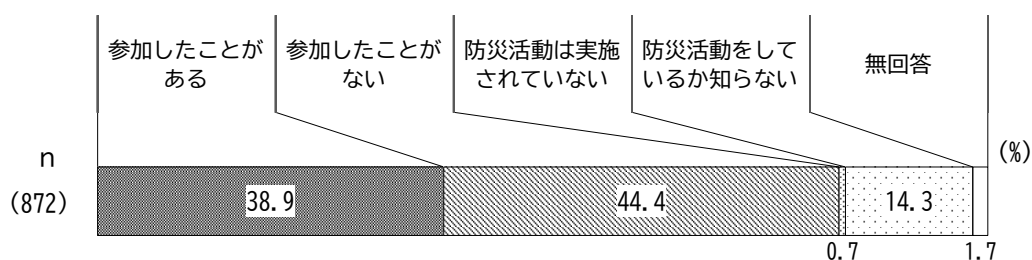
Point!

★地域における主要な福祉団体の活動等について、積極的な周知・PRを図り、認知度を高めることが重要です。特に若い世代にも情報が届くようSNS等の活用も必要です。

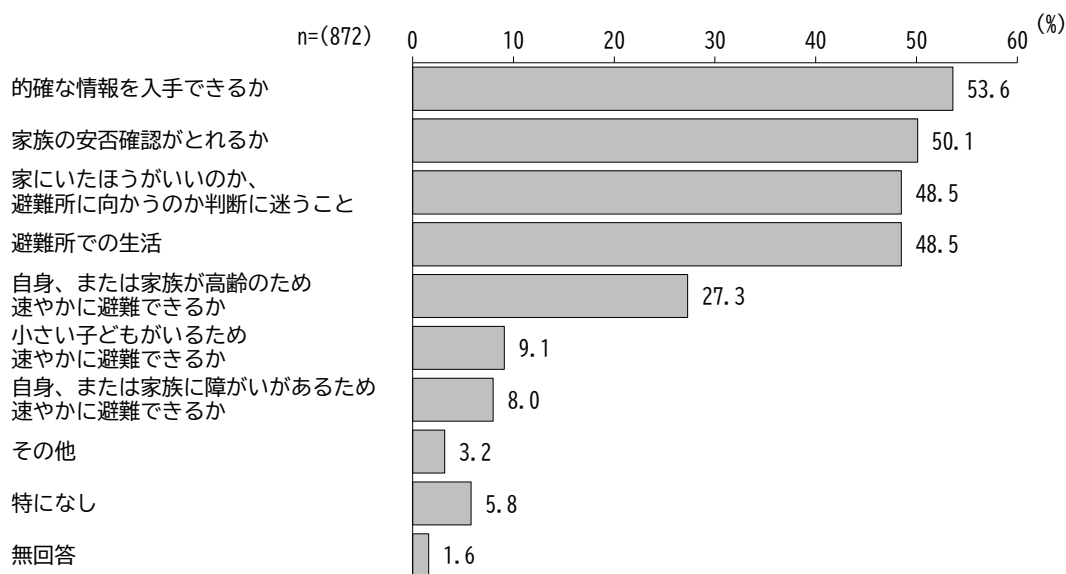
⑨防災・災害対策

- ・地域の防災活動に「参加したことがある」は38.9%、「参加したことがない」が44.4%で参加したことがない人のほうが多くなっています。また、「防災活動をしているか知らない」人も14.3%となっています。
- ・災害時に不安に感じることは、「的確な情報を入手できるか」、「家族の安否確認がとれるか」、「家にいたほうがいいのか、避難所に向かうのか判断に迷うこと」、「避難所での生活」が約5割となっています。

■住んでいる身近な地域の防災活動への参加の有無



■災害時に不安に感じること



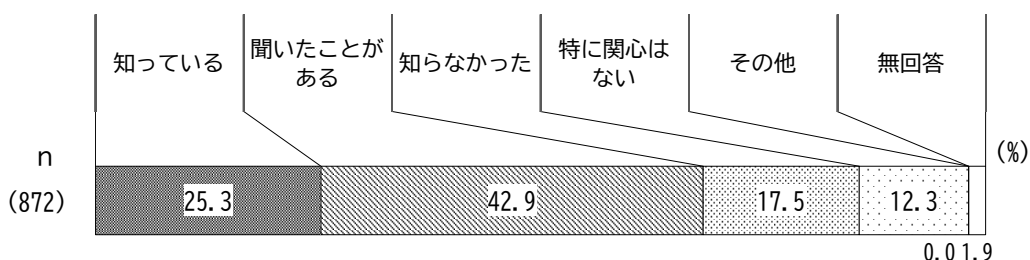
Point!

- ★地域の防災活動に参加しやすい工夫や活動の周知が必要です。
- ★災害発生時に備えて、あらかじめ災害に関する情報を周知し、住民自身の備えの強化を図るとともに、災害発生時に速やかな避難ができるよう迅速な情報提供体制の整備と、関係機関等による避難行動要支援者等の情報共有の推進が重要です。

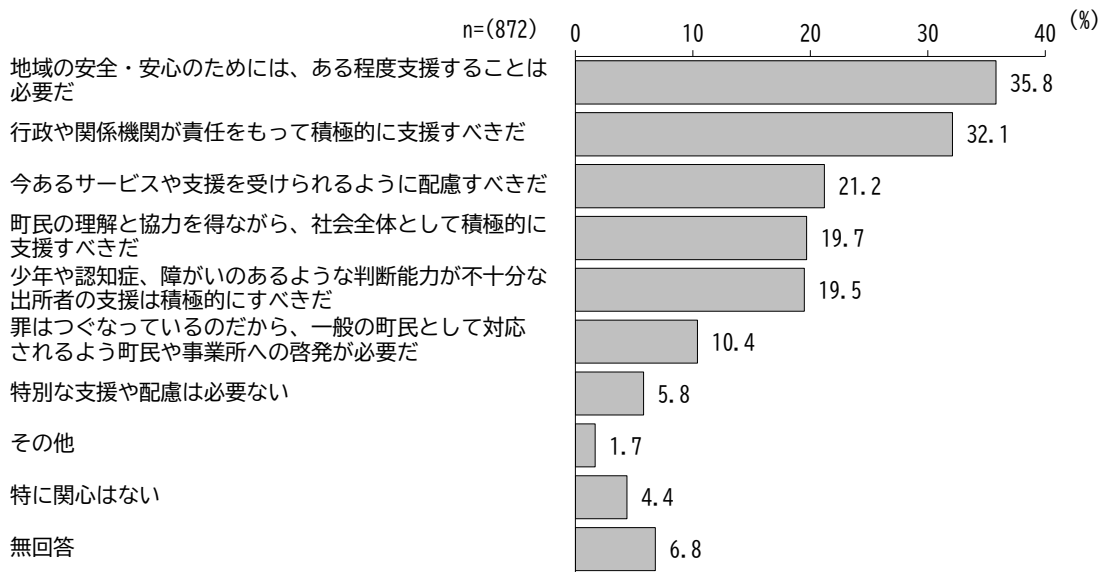
⑩再犯防止

- ・再犯者の中に生活に困っている人がいることの認知度については、「知っている」が25.3%、「聞いたことがある」が42.9%、「知らなかった」が17.5%となっています。
- ・刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援について、「地域の安全・安心のためには、ある程度支援することは必要だ」、「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が3割台と多くなっています。

■再犯者の中に生活に困っている人がいることの認知度



■刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援に対する考え



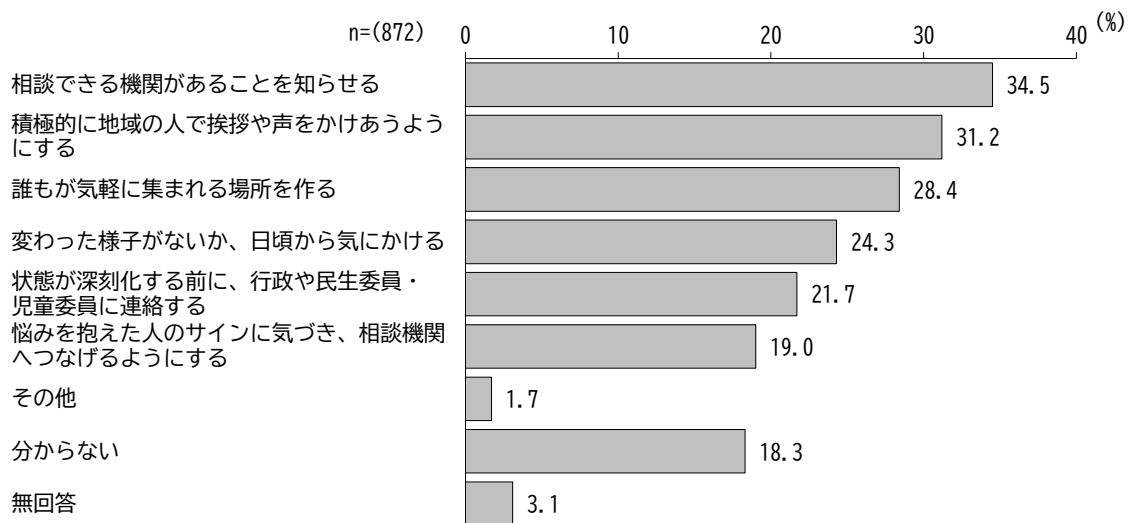
Point!

★再犯防止の取組について地域の理解と協力が得られるよう、取組を推進することが必要です。

⑪社会的孤立

- ・地域住民の一員として社会的孤立に対してできることは、「相談できる機関があることを知らせる」が34.5%と最も多くなっています。
- ・また、「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」が31.2%、「誰もが気軽に集まれる場所を作る」が28.4%、「変わった様子がないか、日頃から気にかける」が24.3%、「状態が深刻化する前に、行政や民生委員・児童委員に連絡する」が21.7%と地域における取組も多くなっています。

■地域住民の一員として社会的孤立に対してできること



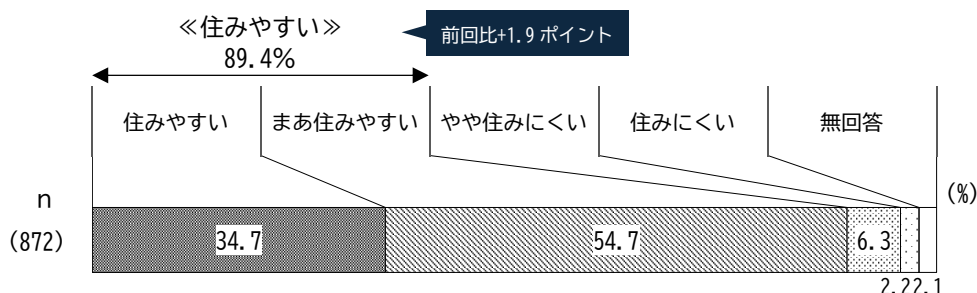
Point!

★社会的孤立は健康や生活の質に悪影響を及ぼすと想定されることから、近所付き合いが活発になるように、気軽に声をかけ合える地域づくりを進め、周囲の変化への気付き、社会的孤立の早期発見につなげることが重要です。

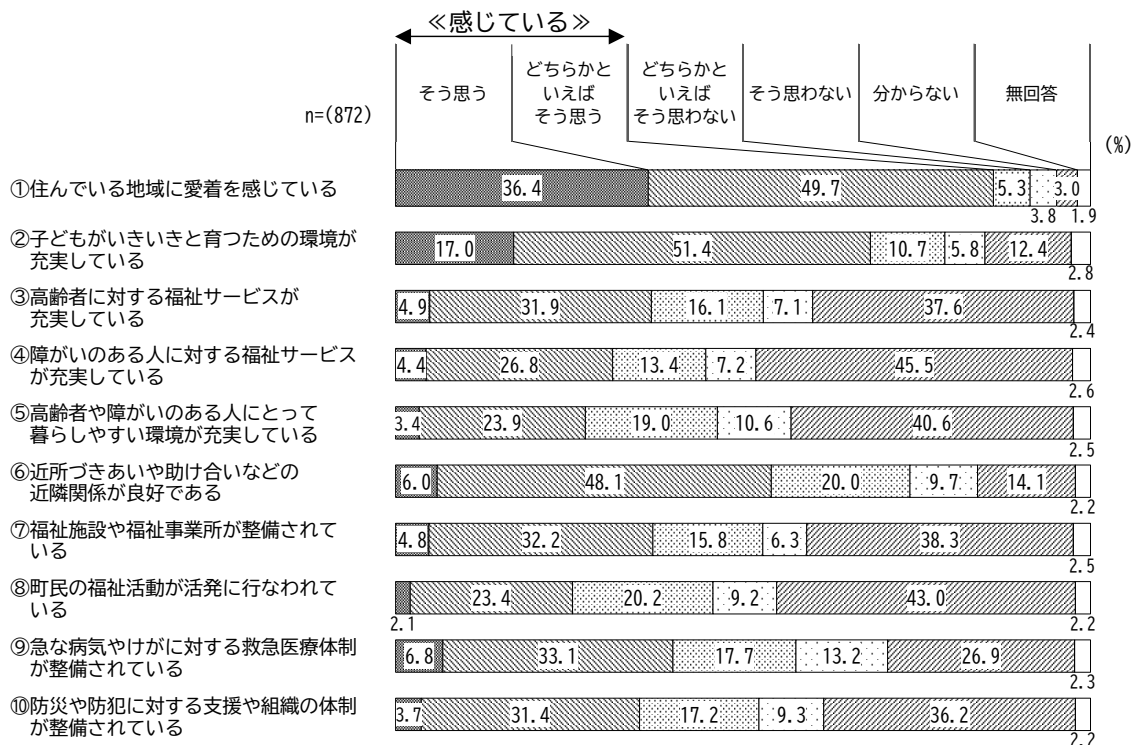
⑫居住地域や周辺環境

- ・利府の住み良さ感については、「住みやすい」が前回よりも1.9ポイント増加し、89.4%と多くなっています。
- ・お住まいの地域や周辺環境に対して感じていることは、『①地域への愛着感』を感じている人は86.1%と多く、次いで『②子育て環境の充実感』が68.4%となっています。
- ・一方で、『③高齢者の福祉サービスの充実感』、『④障がい者の福祉サービスの充実感』、『⑦福祉施設等の整備感』、『⑧福祉活動の活発性』など、福祉関連の施設、サービス等について、「分からない」という回答も多くなっています。

■利府の住み良さ感



■お住まいの地域や周辺環境に対して感じていること



Point!

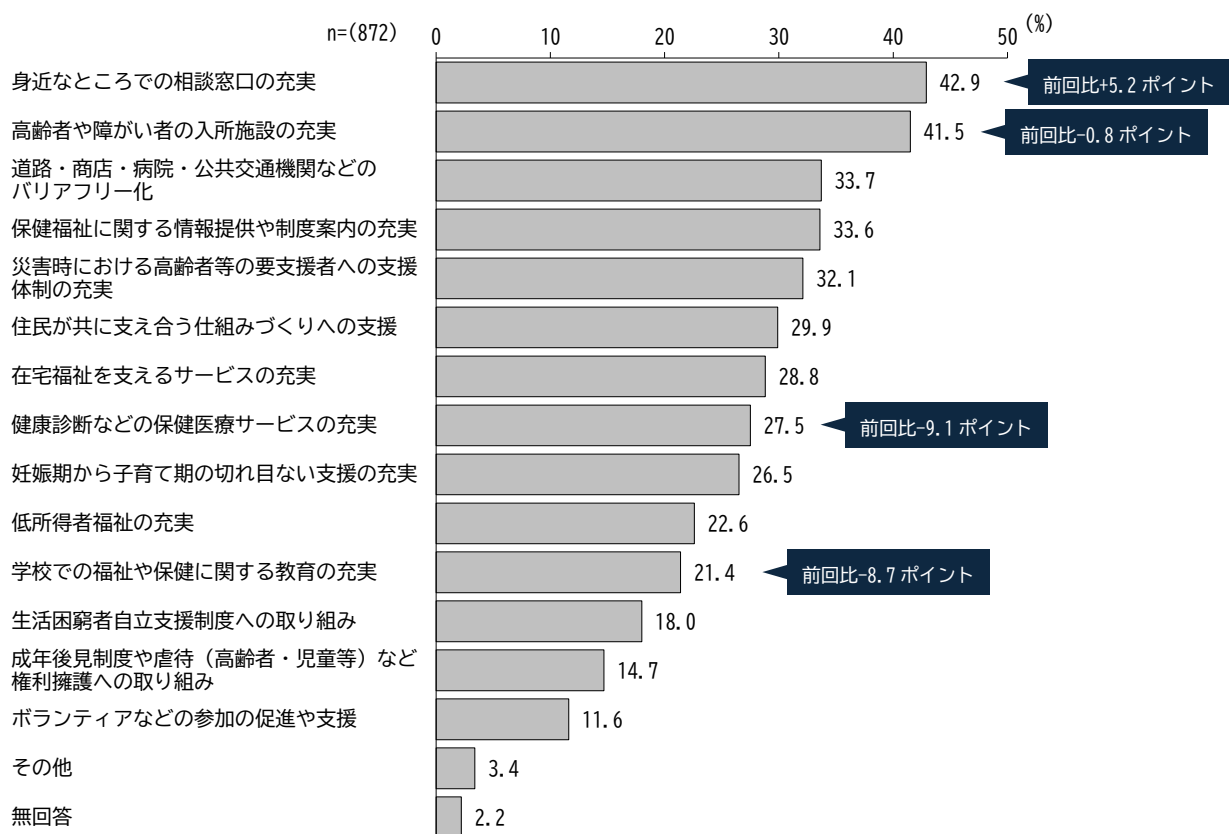
★9割近くの人が住み良さ感を感じています。

★地域への愛着感や子育て支援に対する充実感が高くなっている一方で、福祉関連の施設やサービス、活動が認識されていないと考えられるため、積極的な周知の強化が必要です。

⑬町が重点的に取り組むべき施策

- ・町が重点的に取り組むべき施策は、「身近なところでの相談窓口の充実」が42.9%と前回より5.2ポイント増加しています。また、「高齢者や障がい者の入所施設の充実」は前回より0.8ポイント減少しましたが41.5%と4割を超えて多くなっています。
- ・また、「道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化」、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」、「災害時における高齢者等の要支援者への支援体制の充実」も3割台で多くなっています。
- ・一方、「健康診断などの保健医療サービスの充実」が前回より9.1ポイント減少、「学校での福祉や保健に関する教育の充実」も前回より8.7ポイント減少と、他の項目に比べて前回より大きく減少しています。

■利府町が重点的に取り組むべき施策



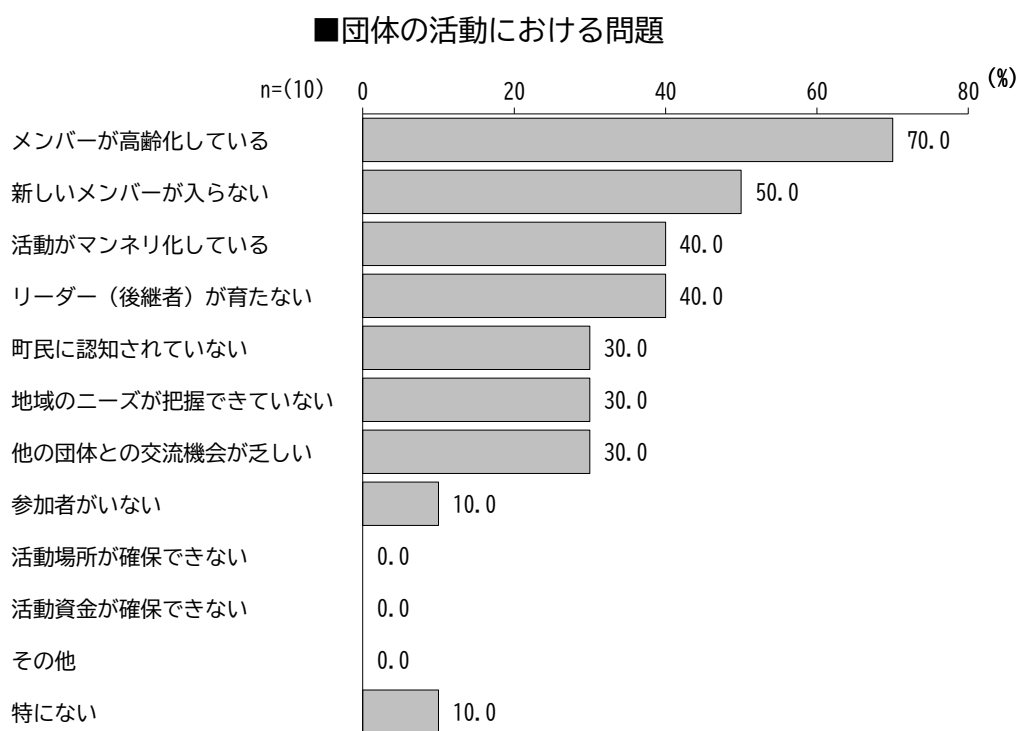
Point!

- ★重点施策として、相談窓口や高齢者や障がい者の入所施設などの充実が求められています。
- ★また、道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化、保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実、災害時の支援体制の充実などが求められています。

(5) 各種団体アンケート調査の調査結果からみられる現状と課題

①団体の活動における問題

・「メンバーが高齢化している」が70.0%と最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」が50.0%、「活動がマンネリ化している」と「リーダー（後継者）が育たない」がともに40.0%、「町民に認知されていない」、「地域のニーズが把握できていない」、「他の団体との交流機会が乏しい」がともに30.0%となっています。

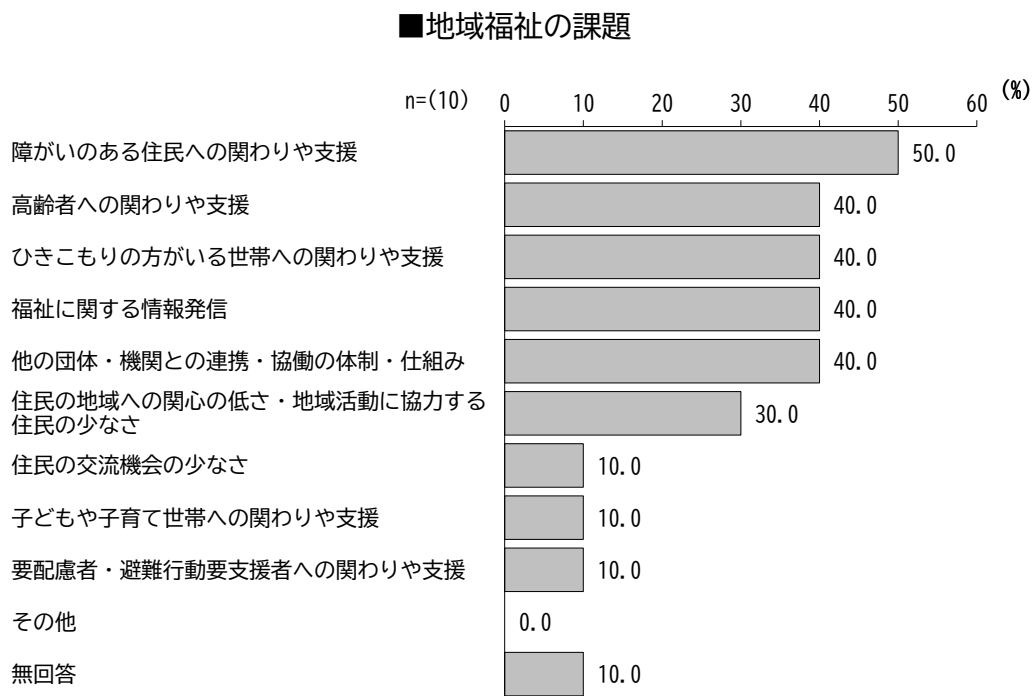


Point!

★福祉団体が活動する中で、メンバーの高齢化、新規メンバーの加入、活動のマンネリ化、リーダー（後継者）の育成が大きな問題となっており、人材の確保と育成が急務となっています。

②地域福祉の課題

・「障がいのある住民への関わりや支援」が 50.0%と最も多く、次いで「高齢者への関わりや支援」、「ひきこもりの方がいる世帯への関わりや支援」、「福祉に関する情報発信」、「他の団体・機関との連携・協働の体制・仕組み」がともに 40.0%、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」が 30.0%となっています。



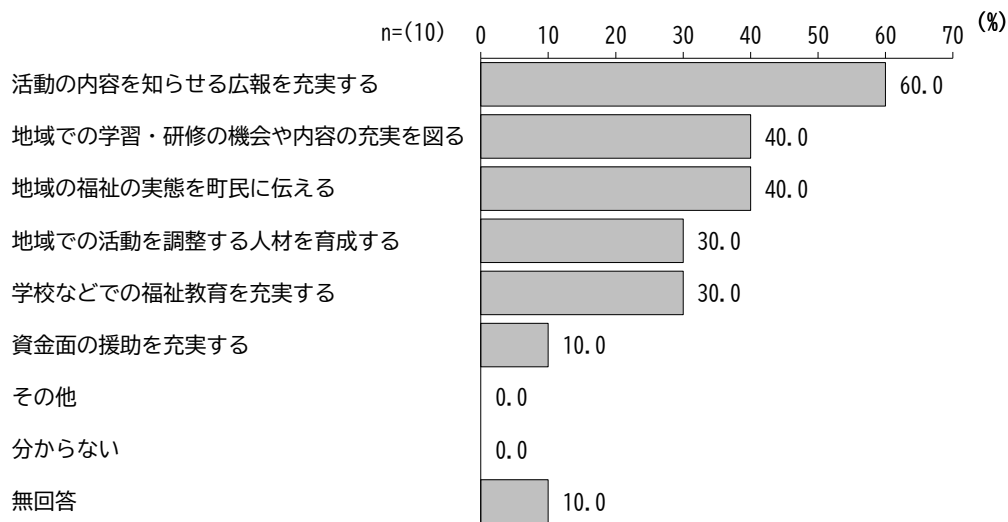
Point!

- ★地域福祉の課題として、障がいのある住民、高齢者、ひきこもりの方がいる世帯への関わりや支援、他の団体・機関との連携・協働、福祉に関する情報発信などが挙げられています。
- ★要支援者に適切な支援を行うための情報の共有や支援体制の整備、他の団体・機関との連携などといった団体の活動に係る支援が必要です。
- ★それとともに町民の地域への関心を高める取組が必要です。

③ボランティア活動拡大のために重要だと考えること

・「活動の内容を知らせる広報を充実する」が60.0%と最も多く、次いで「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」、「地域の福祉の実態を町民に伝える」がともに40.0%となっています。

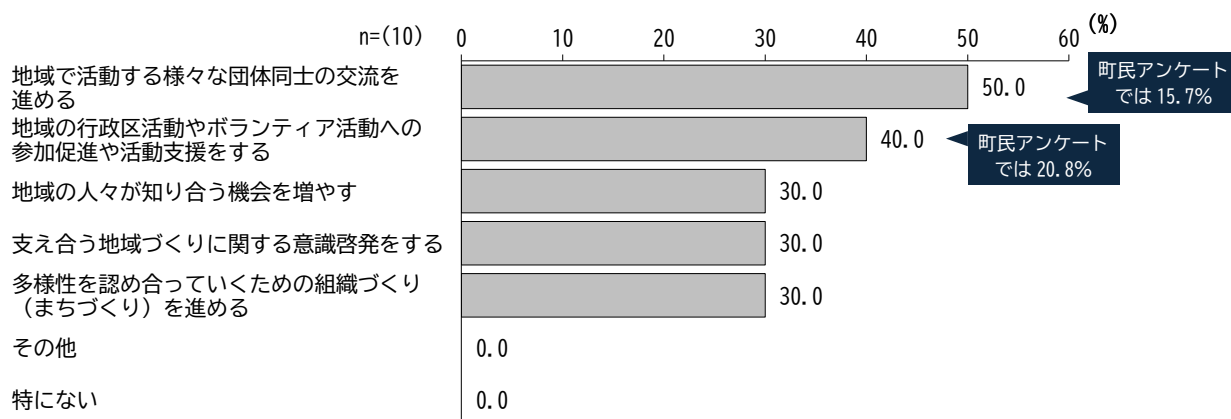
■ボランティア活動拡大のために重要だと考えること



④住民相互の自主的な支え合い等

・住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために利府町が行うべき支援は、「地域で活動する様々な団体同士の交流を進める」が50.0%と最も多く、次いで「地域の行政区活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」が40.0%となっています。

■住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために利府町が行うべき支援



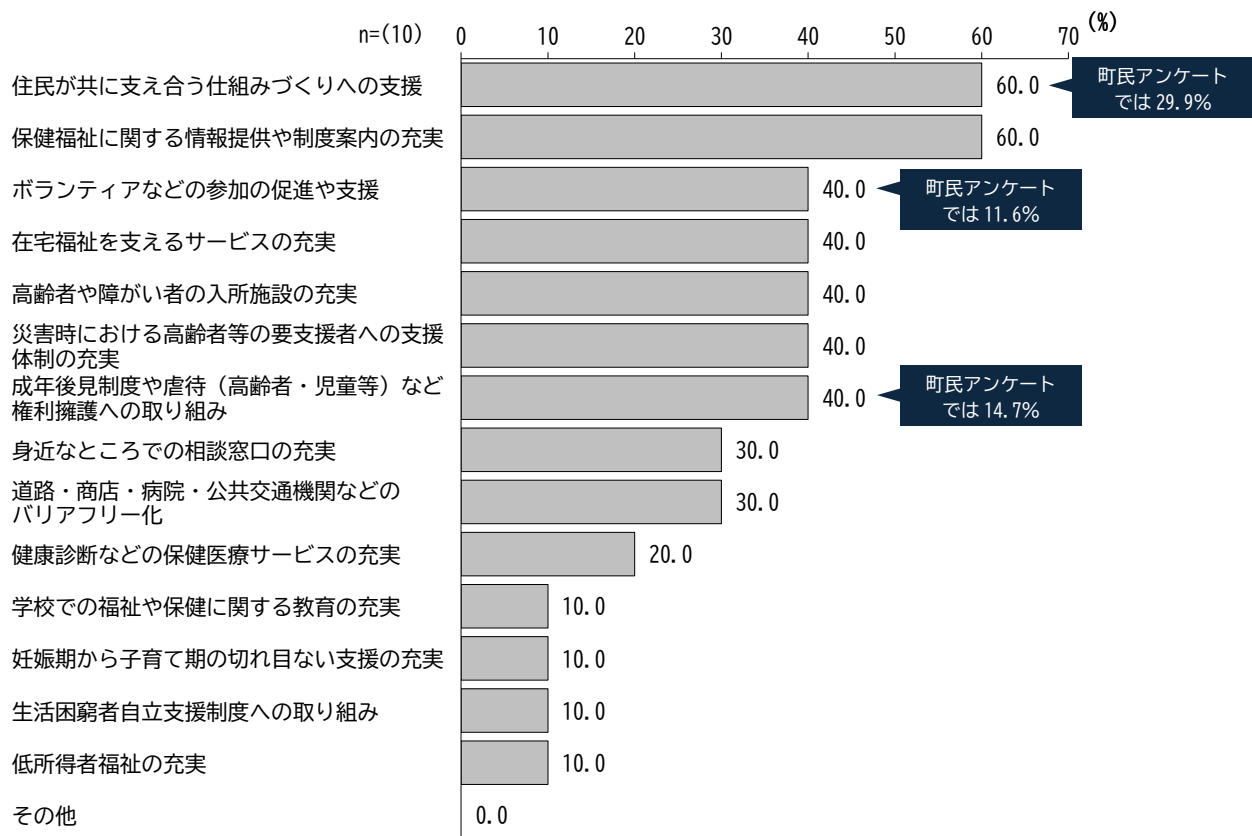
Point!

★福祉団体は、ボランティア活動に係るPRの充実を求めており、また、団体同士の交流の必要性を強く感じています。

⑤町が重点的に取り組むべき施策

・「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」や「ボランティアなどの参加の促進や支援」など町民の参画が必要な取組や「成年後見制度や虐待（高齢者・児童等）など権利擁護への取り組み」については、町民よりも団体で重要視されています。

■利府町が重点的に取り組むべき施策



Point!

★重点施策として住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援、保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実などが求められています。

★住民が共に支え合う仕組みづくりやボランティアへの参加促進といった町民参画が必要な取組や、成年後見制度などの権利擁護の取組について、福祉団体では町民以上に重要視しています。

9 第3期地域福祉計画の重点目標の達成状況

第3期計画では、「地域福祉活動の活性化の促進」、「地域福祉ネットワークの情報共有化」、「地域福祉の安全・安心のまちづくり」の3項目を重点目標として掲げ、重点目標の進捗状況を示す基準として、町民意識調査の結果等をもとに成果指標の設定を行いました。

町民意識調査の結果から進捗状況をみると、達成となっているのは「地域福祉の安全・安心のまちづくり」の1項目で、「地域福祉活動の活性化の促進」、「地域福祉ネットワークの情報共有化」の2項目は未達成となっています。

(1) 地域福祉活動の活性化の促進

	令和2年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)	令和7年度 (実績値)	達成状況 (目標値－実績値)
今後地域での福祉活動の参加意向の向上	44.7%	47.0%	39.3%	-7.7ポイント (未達成)

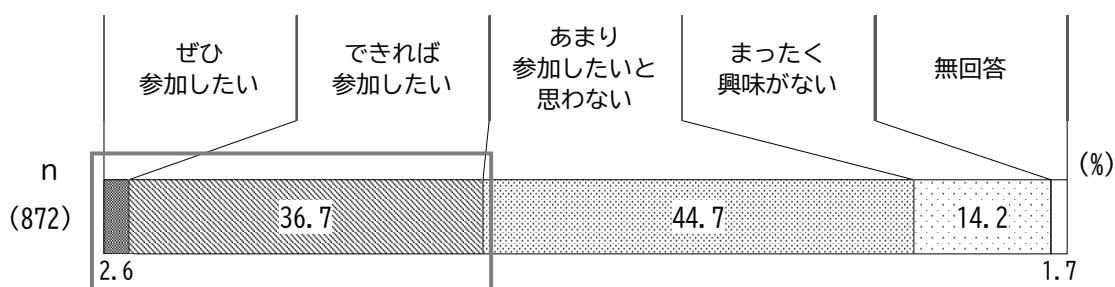
※調査結果（現状値）…『今後地域での福祉活動への参加意向』

⇒「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」の合算数値

◆目標値 5年間で2.5ポイントの向上

（1年あたり0.5ポイント以上の向上を目指す） ※小数点以下は四捨五入とする。

■今後地域での福祉活動への参加意向



(2) 地域福祉ネットワークの情報共有化

	令和2年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)	令和7年度 (実績値)	達成状況 (目標値－実績値)
福祉に関する必要な情報が提供されていると思う町民の割合	64.2%	67.0%	61.1%	-5.9 ポイント (未達成)

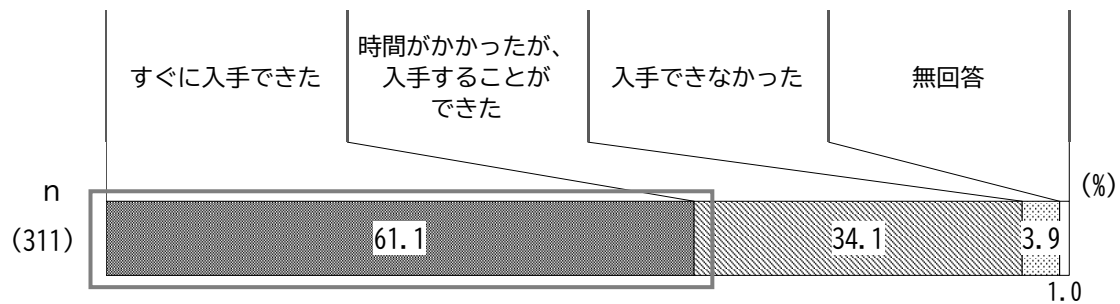
※調査結果（現状値）…『保育・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手状況』

⇒「すぐに入手できた」の数値

◆目標値 5年間で2.5ポイントの向上

（1年あたり0.5ポイント以上の向上を目指す） ※小数点以下は四捨五入とする。

■必要とする情報の入手状況



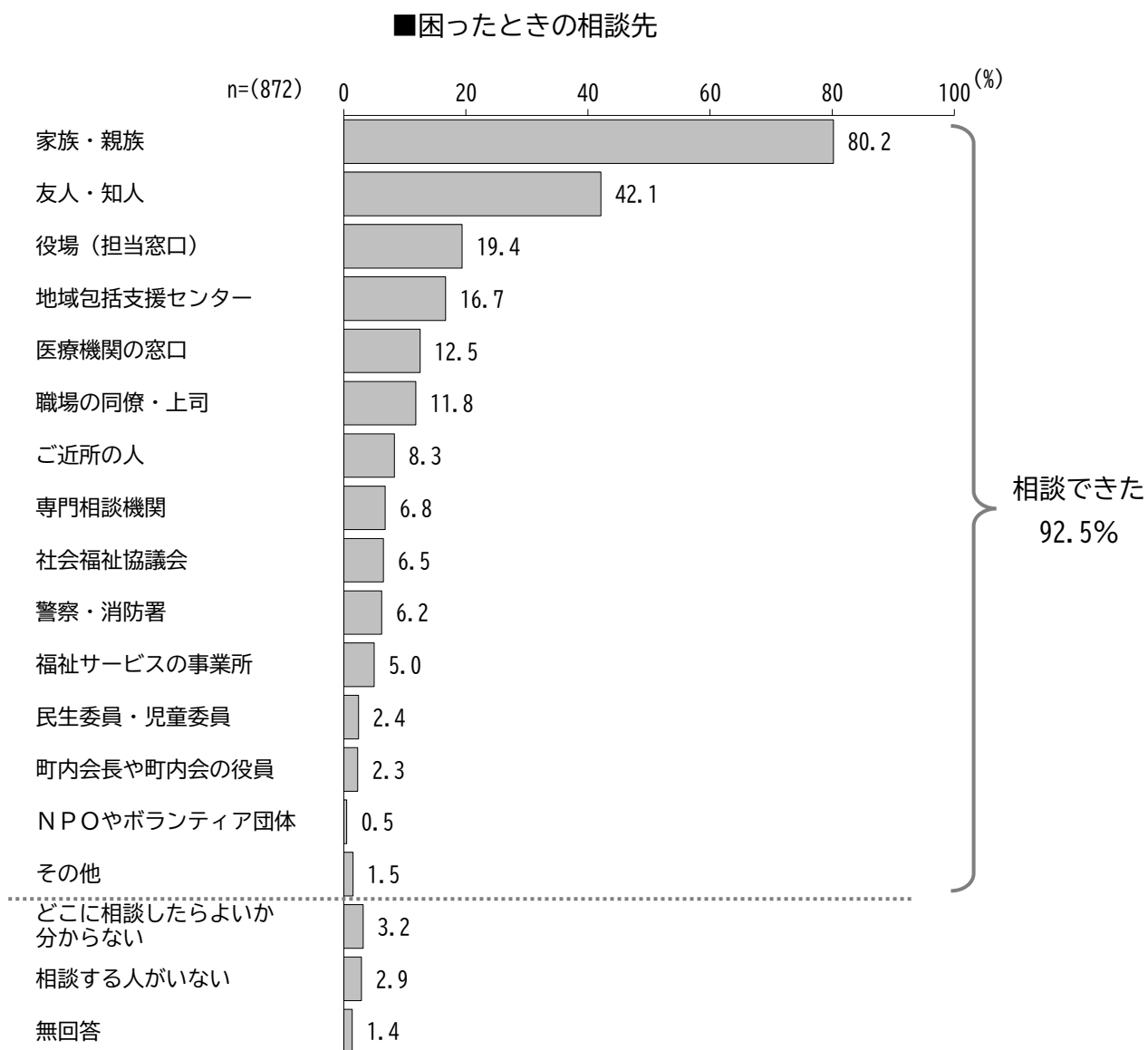
(3) 地域福祉の安全・安心のまちづくり

	令和2年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)	令和7年度 (実績値)	達成状況 (目標値－実績値)
日常生活で困ったことがあったときに 相談できる人がいる町民の割合	88.8%	現状維持 (88.8%)	92.5%	+3.7ポイント (達成)

※調査結果（現状値）…『日常生活で困ったことがあったときに相談の状況』

⇒「相談できた（「どこに相談したよいか分からない」、「相談する人がいない」、「無回答」以外の回答をした人）」の数値

◆目標値 5年間で現状維持以上





第3章

計画の基本理念・方針



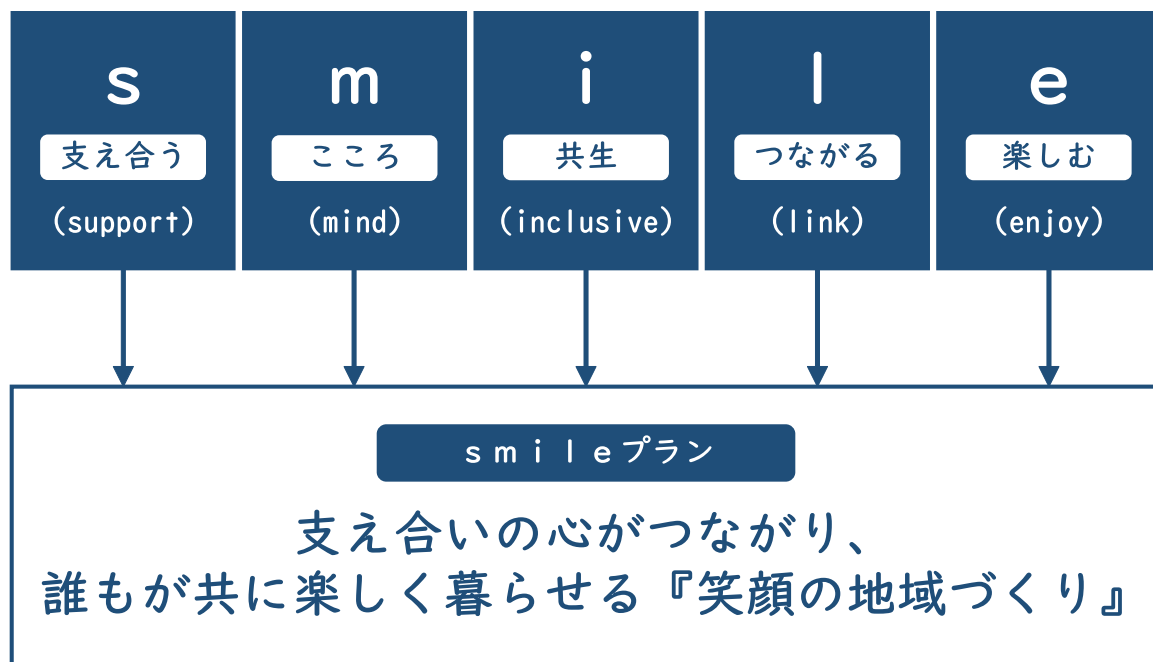
第3章 計画の基本理念・方針

1 基本理念

前計画では、利府町総合計画の将来像を踏まえ、『たがいを認め合い 支え合う 幸せを実感できるまちづくり』という基本理念のもと、地域住民と行政、福祉の関係者や事業所等が連携し、地域の様々な課題を解決しながら、より良いまちづくりを進めてきました。

本計画においては、大きく変化する社会情勢や多様化・複合化・複雑化する地域課題に対応するとともに、国が目指す地域共生社会の実現に向け、多様なつながりの中で互いに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って暮らせる地域を目指し、新たな理念を「支え合いの心がつながり、誰もが共に楽しく暮らせる『笑顔の地域づくり』」と定めます。

この理念に基づき、地域の全ての関係者が交流等を深め、地域における支え合いや助け合いの心がつながり、性別、年齢、出身、障がいの有無などに関わらず、誰もが笑顔で暮らせる地域を創っていきます。



※英語の頭文字をとって、
本計画の愛称を
「smile プラン」とします。



2 重点目標

町の現状や町民アンケート、団体アンケートからの課題及び本計画の基本理念「支え合いの心がつながり、誰もが共に楽しく暮らせる『笑顔の地域づくり』」を踏まえ、福祉の各分野における取組を効果的に推進していくため、次の3つを重点目標として掲げ、施策の展開を図ります。

1 地域コミュニティの強化

前計画では「地域福祉活動の活性化の促進」を重点目標の1つとして取り組んできましたが、今回のアンケート調査の結果をみると地域活動への参加意向は低下しています。

少子高齢化が進行する中、自然災害も多くなっており、平時・有事いずれにおいても、「支え合いの地域づくり」が必要となることから、ご近所付き合いの希薄化を改善し、地域コミュニティの強化を図ることが重要です。

清掃活動や地域での挨拶など、地域福祉活動のハードルを下げ、普段の暮らしの中で気軽に取り組めるよう、きっかけや意識づくり、地域での交流イベントを促進していきます。

2 福祉情報の充実化

アンケート調査では、福祉に関する情報を必要とした人の多くが情報を入手できた結果となったものの、一方で、「保健福祉に関する情報や制度案内の充実」に重点的に取り組むべきという回答が、町民、福祉団体ともに上位となっています。

また、情報の入手先として、広報紙やホームページは活用されているものの、必要としている情報にすぐにアクセスできないという意見もあり、情報アクセスの利便性の向上に向け、多様な媒体による福祉情報の充実化を推進していきます。

3 若い世代の参画促進

アンケート調査の結果をみると、ご近所付き合い、地域活動への参加、福祉団体の認知度について、若い世代ほど低下の傾向が大きくなっています。地域活動に参加できない理由では、「時間的な余裕がない」が最も多いことから、特に、時間的な余裕がないと考えられる子育て世代などが参加しやすい工夫を行うなど、若い世代の地域活動への参画促進に取り組めます。

また、福祉団体においては、メンバーが高齢化しているほか、新しいメンバーが入らないなど、新たな人材の確保が課題となっているため、福祉団体等の活動PRについて、SNSの活用やイベントの開催など、若い世代の興味を引くような取組を推進していきます。

3 基本目標

本計画では前計画の「地域づくり」、「人づくり」、「基盤づくり」の3つに「仕組み」の視点を加え、次のとおり地域福祉推進の主軸として基本目標に位置づけます。

1 住民が主体的に支え合う 地域・人づくり

地域福祉活動は多くの人の善意や使命感によって支えられています。地域での福祉活動を積極的に推進するために、より多くの人に福祉活動の大切さや尊さを理解してもらい、福祉活動への参加意識の向上を図ります。

支え合いの地域づくりに向けて、福祉情報の発信や学習機会の提供、交流機会の充実により、まずは、第一歩目となる福祉意識の醸成からしっかりと取り組み、また、新たな担い手の発掘・育成やボランティア・NPOの促進にも取り組んでいきます。

2 地域における支え合いの 仕組みづくり

地域共生社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、町内会や社会福祉協議会、福祉団体をしっかりと支援するとともに、住民の健康づくりと生きがいづくりを支援することにより、地域活動の活性化を図っていきます。

また、こども・若者やひとり暮らしの高齢者、障がいのある人や生活に悩みを抱える人などを地域住民全体で見守り、適切に相談へとつなげられる仕組みづくりを進めていきます。

なお、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」についても包含します。

3 連携と共働で築く地域福祉の 基盤づくり

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化するとともに、保健、医療、福祉その他複数の分野にまたがるなど複合化しています。そのため、連携・協働の支え合いの基盤づくりとして包括的支援体制の充実や保健・医療・福祉の連携によるネットワーク連携を図ります。

また、近年、頻繁に発生している自然災害に備え、地域での防災・防犯体制を強化するとともに、高齢者にも障がいがある人にも住み良い、誰もが地域で安心して生活するための総合的な基盤づくりに努めます。

4 施策の体系

本計画では、町の現状や町民アンケート及び団体アンケートに基づく課題を踏まえ、施策体系を以下のように位置づけています。

基本理念			
支え合いの心がつながり、誰もが共に楽しく暮らせる「笑顔の地域づくり」			
重点目標	地域コミュニティの強化	福祉情報の充実化	若い世代の参画促進
基本目標	施策の方向	施策(具体的な取組)	
1 住民が主体的に支え合う地域・人づくり	(1)福祉意識の醸成	①福祉情報の発信の強化	
		②福祉に関する学習機会の提供	
		③地域における交流機会の充実	
	(2)福祉活動の担い手の育成	①地域活動の人材発掘・育成	
2 地域における支え合いの仕組みづくり	(1)地域活動の活性化	①町内会活動等への支援	
		②社会福祉協議会、福祉団体等への支援	
		③健康づくり・生きがいづくりの支援	
	(2)見守り支援等の充実	①日常的な見守り・相談支援の推進	
		②権利擁護の推進	
	(3)成年後見制度の利用促進 【利府町成年後見制度利用促進計画】	①成年後見制度の利用促進	
3 連携と協働で築く地域福祉の基盤づくり	(1)包括的な支援体制の推進	①包括的な相談・支援体制の構築	
		②就労・社会参加への自立支援	
	(2)福祉サービスの充実	①福祉サービスの質の向上	
		②保健・医療・福祉の連携	
	(3)安全・安心の住み良い地域づくり	①防災・防犯体制の充実	
		②住みやすい地域づくりの推進	



第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 住民が主体的に支え合う地域・人づくり

施策の方向（1） 福祉意識の醸成

■現状と課題■

少子高齢化の進行やコロナ禍の影響といった社会環境の変化に伴い、近所付き合いや地域のつながりの希薄化が進んでおり、アンケート結果では、多くの住民が「支え合いの必要性・重要性」を認識しているものの、実際の行動にはつながっていない状況となっています。

このことから、まずは、挨拶を交わす、荷物を運ぶのを手伝う、募金をするなど「自分の身近な範囲でできることも地域福祉活動のひとつ」という理解を広めながら、地域福祉に関する意識の醸成に取り組んでいくことが重要です。

特に、今後の地域の担い手である若い世代において、近所付き合いや地域のつながりの希薄化が顕著となっていることから、若い世代を巻き込んだ地域コミュニティづくりや地域活動の活性化が急務となっています。

●取組の方向性●

一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の中で、互いに助け合い、困りごとを抱えている人を地域全体で支えられるよう、近所付き合いや地域のつながりの希薄化の改善に向け、まずはその一歩目となる意識の醸成からしっかりと取り組んでいきます。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・積極的に挨拶をするなど、日頃から近所付き合いを大切にします。
- ・地域の出来事に関心を持ち、地域のつながりを深めます。
- ・地域の担い手であるという意識を持って、地域行事や様々なコミュニティ活動にできるだけ参加します。
- ・自分の経験や技能を活かして地域課題の解決に取り組んでいけるよう、講座や研修会などにできるだけ参加します。

地域の 取組

- ・地域の特性に応じた様々なコミュニティ活動を行います。
- ・地域行事やコミュニティ活動の情報を提供し、住民への周知と参加促進を図ります。
- ・社会福祉協議会など関係機関・団体と連携し、自主的な福祉活動を展開します。
- ・地域の公民館、集会所等の地域の活動拠点となる施設を活用し、住民同士の交流促進のための拠点づくりに努めます。

○町が取り組むこと○

施策① 福祉情報の発信の強化

- ・障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉など、地域福祉に関する支援制度やイベントの開催情報等について、積極的な情報発信に取り組みます。
- ・若い世代から高齢者まで誰でも必要な福祉情報が得られるよう、町の広報紙やホームページ、「利府町行政情報一斉配信サービス」を含めたSNSやイベント時のPRなど、対象者に合わせた多様な媒体による情報発信に取り組みます。
- ・赤ちゃんハイハイレースをはじめ、民間と連携した集客力のあるイベントや若い世代も気軽に参加できるイベント等の開催により、児童福祉や地域福祉などに関する情報発信に取り組みます。
- ・地域活動や各福祉団体活動を広めるための周知・PRを積極的に支援します。

主な関連事業	担当課・係
福祉情報発信事業	地域福祉課 福祉総務係
社会を明るくする運動啓発事業	地域福祉課 福祉総務係
子育て情報発信事業	子ども支援課 子ども企画係
ベビーファースト推進事業	子ども支援課 子ども企画係
第2次はつらつ健康利府プラン推進事業	健康推進課 健康総務係
母子健康手帳サービス業務事業	子ども家庭センター 親子保健係
広報・広聴事業	秘書政策課 秘書広報係
シティプロモーションアドバイザー事業	商工観光課 シティセールス係
生涯学習ガイド作成事業	生涯学習課 生涯学習係

施策② 福祉に関する学習機会の提供

- ・手話教室や認知症サポーター養成講座をはじめ、障がい理解、介護予防、健康づくりなど、多くの人が地域福祉に関する理解を深められるよう各種講座や講演会を開催します。
- ・小学校での人権教室をはじめ、学校や福祉団体との連携による取組を支援します。
- ・児童クラブや児童センター・地区児童館における更生保護女性会や人権擁護委員、町内会の方々との交流事業など、子ども達が地域福祉を学ぶ環境づくりに取り組みます。

主な関連事業	担当課・係
人権啓発事業	地域福祉課 福祉総務係
手話奉仕員養成事業	地域福祉課 障がい福祉係
障がい理解啓発事業	地域福祉課 障がい福祉係
認知症サポーター養成講座	地域福祉課 介護福祉係
介護予防サポーター養成講座	地域福祉課 介護福祉係
児童クラブ運営事業	子ども支援課 子ども企画係
児童センター・地区児童館運営事業	子ども支援課 子ども企画係
ゲートキーパー養成事業	健康推進課 健康総務係
食生活改善推進員養成事業	健康推進課 健康総務係
青少年健全育成事業	生涯学習課 生涯学習係

施策③ 地域における交流機会の充実

- ・地域における世代間交流や居場所づくりを目的とした地域食堂の運営支援など、支え合いの地域づくりに向けた福祉活動の支援に積極的に取り組みます。
- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめとする各種福祉団体の活動資金の補助や運営支援により、地域での交流機会の充実につなげます。
- ・高齢者向けの「高齢者元気アップポイント事業」などの取組を通じて、健康の維持増進や健康寿命の延伸を図ることに併せて、交流の促進に取り組みます。
- ・生活支援コーディネーターと連携し、地域におけるネットワークの構築を図り、地域資源の開発や高齢者のニーズの情報共有等の生活支援体制整備事業に取り組みます。
- ・児童センター・地区児童館において、遊びや体験・様々な人との交流や放課後安心して過ごせる場、子育て中の親や乳幼児を支援する場を提供します。

主な関連事業	担当課・係
地域食堂補助金事業	地域福祉課 福祉総務係
社会福祉協議会補助金交付事業	地域福祉課 福祉総務係
民生委員補助金交付事業	地域福祉課 福祉総務係
障がい者交流会事業	地域福祉課 障がい福祉係
高齢者元気アップポイント事業	地域福祉課 介護福祉係
フレイル予防、筋トレ、健康マージャン等介護予防事業	地域福祉課 介護福祉係
生活支援体制整備事業	地域福祉課 介護福祉係
児童センター・地区児童館運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
食生活改善推進員協議会補助金交付事業	健康推進課 健康総務係
高齢者の居場所づくり活動支援事業	健康推進課 長生き支援係
老人福祉センター活性化事業 （いきいきライフアップひろば）	健康推進課 長生き支援係
老人クラブ事業	健康推進課 長生き支援係
世代間交流推進事業 （世代間交流事業、放課後子ども教室事業）	生涯学習課 生涯学習係
文化交流センター管理運営事業	生涯学習課 文化振興・リフノス係
分館長・公民館活動事業	生涯学習課 文化振興・リフノス係

施策の方向（２） 福祉活動の担い手の育成

■現状と課題■

住民が抱える課題の複合化・複雑化が進み、従来の介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題が増えてきており、行政サービスを中心とする公助のみでは、住民が望む細やかな対応をすることが難しいケースも出ています。

アンケート結果では多くの住民が「福祉サービスの充実に向けては住民と行政が協力し合うべき」と考えており、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体やNPO、町内会の重要性は増していますが、その一方で、各種団体においては、メンバーの高齢化が進み、後継者の育成が急務となっている状況にあります。

また、若い世代ほど、地域活動への興味関心や福祉団体に対する認知度は低くなっている傾向であることから、若い世代の人材確保・育成に向けては、各種団体の活動内容や活動成果等について若い世代に知ってもらい、興味・関心を持ってもらうことが重要となります。

●取組の方向性●

地域福祉活動の入り口として、まずは身近な町内会活動やボランティア活動への参加拡大に向け、活動に参加しやすい環境づくりや情報提供などのきっかけづくりを行います。

地域や関係機関・団体等と連携し、研修などの機会を通じて地域での福祉活動を担う人材の確保や育成を進めます。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・自分の経験や技能を地域の福祉活動に生かします。
- ・住んでいる地域に関心を持ち、自分にできる地域活動やボランティア活動の情報を収集し、積極的に参加します。
- ・福祉や救命救急、特殊詐欺防止などの講習会や防災訓練その他のイベントに、近隣や知人で誘い合って参加し、知識を深め、いざという時に備えます。

地域の 取組

- ・各種サポーター養成やボランティア育成のための講座や研修の機会を充実し、地域活動の担い手の育成を行います。
- ・町内会や民生委員・児童委員、保健協力員、社会福祉協議会と連携し、地域における自主活動を推進するリーダーの育成や活動支援を行います。
- ・日々の見守り活動などから、困りごとを抱えている人や地域の課題に気づき、支援につなげることができる地域福祉の担い手の育成を行います。

○町が取り組むこと○

施策① 地域活動の人材発掘・育成

- ・町内会や関係機関・団体等と連携し、様々な講座や研修の機会を通じて地域福祉のリーダーや新たな担い手などの人材発掘・育成を図ります。
- ・地域活動についての周知PRを強化するとともに、開催日時や場所を工夫するなど、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・時間的に余裕がない若い世代が興味・関心を持つようなイベントの開催に取り組むとともに、当該イベント運営の協力者等とつながりを構築し、新たな人材発掘を図ります。

主な関連事業	担当課・係
手話奉仕員養成事業（再掲）	地域福祉課 障がい福祉係
認知症サポーター養成講座（再掲）	地域福祉課 介護福祉係
介護予防サポーター養成講座（再掲）	地域福祉課 介護福祉係
保健協力員事業	健康推進課 健康総務係
食生活改善推進員養成事業（再掲）	健康推進課 健康総務係
子育て支援事業運営事業	子ども家庭センター 子ども家庭係
まちづくり支援事業	生活環境課 町民協働係
男女共同参画推進事業	生活環境課 町民協働係
まち・ひと・しごと創造ステーション運営事業	商工観光課 シティセールス係
青少年教育事業	生涯学習課 生涯学習係

施策② ボランティア・NPO活動の促進

- ・更生保護女性会やボランティア友の会など、本町を拠点として活動するボランティア団体やNPO等に対し、地域福祉活動の継続や活性化のための支援を行います。
- ・ボランティア団体やNPO等の活動について広く周知を行うなど、団体が地域で活動しやすい環境づくりとともに、住民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域で取り組む研修や交流会など、担い手の確保につながる活動の場の確保を支援します。
- ・災害時における救護活動をはじめ、人道的活動を行う日本赤十字社の地区分区業務として、会費や義援金の募集等を行います。

主な関連事業	担当課・係
日本赤十字社地区分区事業	地域福祉課 福祉総務係
食生活改善推進員支援事業	健康推進課 健康総務係
高齢者いきいき活動ポイント事業	健康推進課 長生き支援係
子育て支援事業運営事業（再掲）	子ども家庭センター 子ども家庭係
まちづくり支援事業（再掲）	生活環境課 町民協働係
まち・ひと・しごと創造ステーション運営事業（再掲）	商工観光課 シティセールス係

基本目標2 地域における支え合いの仕組みづくり

施策の方向（1） 地域活動の活性化

■現状と課題■

少子高齢化の進行や自然災害の発生が大きな課題となる中、平時でも有事でも支え合える地域環境をつくるためには、住民、町内会、社会福祉協議会及び各福祉団体等の地域活動を一層活性化させていくことが重要となります。また、高齢者や障がいのある人等が地域活動や就労等を通じて自身の力を発揮し、生きがいをもって生活できる社会づくりに向けて、誰もが参加しやすい地域活動と就労の支援を推進していく必要があります。

本町においては、令和7年度より、「高齢者元気アップポイント事業」や「高齢者セカンドライフ応援助成金交付事業」といった高齢者の健康の維持増進、健康寿命の延伸及び生きがいづくりを支援する取組のほか、「地域食堂事業補助金」など地域での交流を促進する新たな事業を開始しており、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりにつなげることを目指しています。

●取組の方向性●

地域活動の活性化に向け、あらゆる世代が気軽に参加できる交流等を促進します。

また、高齢者がいつまでも生き生きと地域活動に参加できるよう、健康の維持増進や生きがいづくりの支援に取り組めます。

ならびに、高齢者や障がいのある人等の就労や社会参加、生きがいづくり等の活動を支援します。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・地域で行われる様々なイベントに参加します。
- ・生涯学習活動やスポーツ等を通じた健康づくり、生きがいづくりに取り組みます。
- ・就労の機会や地域での役割を通じて、自身の経験や能力を活かせるよう心がけます。

地域の 取組

- ・町内会等と連携して様々なイベントやサークル活動等の情報について周知を行い、住民の参加のきっかけづくりにつなげます。
- ・講座やサークル活動などを通じた生涯学習活動や生涯スポーツの普及に努めます。
- ・地域食堂の取組を通じて、障がいのある人への理解促進や世代間交流の活性化を図ります。
- ・地域における「つながりづくり」のきっかけのひとつとして、老人クラブや地域活動の活性化を図ります。
- ・関係団体や企業・事業所等と連携して、高齢者や障がいのある人等が身近な地域で活躍できるよう支援します。

○町が取り組むこと○

施策① 町内会活動等への支援

- ・町内会への福祉情報の適切かつ迅速な周知に取り組みます。
- ・住民にとって身近な活動団体である町内会等に対し、活動の充実を図れるよう補助金の交付等の支援を行います。
- ・地域活動についての周知PRを強化するとともに、開催日時や場所を工夫するなど、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。(再掲)

主な関連事業	担当課・係
福祉情報発信事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
地域活動交付金事業	生活環境課 町民協働係
自治振興事業	生活環境課 町民協働係
集会所建設補助金交付事業	生活環境課 町民協働係

施策② 社会福祉協議会、福祉団体等への支援

- ・地域福祉活動の活発化に向けて、地域福祉を推進する中心的な団体である利府町社会福祉協議会の活動に対し、補助金の交付等の支援を行います。
- ・町と社会福祉協議会とが連携し、住民や地域、関係団体等と協力し合って、地域福祉の推進を図ります。
- ・民生委員児童委員協議会に対する補助金の交付等の支援を行うとともに、本町を拠点として活動するボランティア団体やNPO等に対し、地域福祉活動の継続や活性化のための支援を行います。

主な関連事業	担当課・係
社会福祉協議会補助金交付事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
民生委員補助金交付事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
人権啓発事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
社会を明るくする運動啓発事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係

施策③ 健康づくり・生きがいづくりの支援

- ・様々なイベントの情報を共有し、住民の地域活動や生涯学習活動等への参加促進を図ります。
- ・高齢者向けの「高齢者元気アップポイント事業」の取組を通じて、健康の維持増進や健康寿命の延伸を図ります。
- ・高齢者が生き生きと生きがいを持って充実したセカンドライフを過ごせるよう支援します。
- ・地域における世代間交流等を促進するための「地域食堂」の立ち上げ及び運営支援を行います。

主な関連事業	担当課・係
地域食堂補助金事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
高齢者元気アップポイント事業（再掲）	地域福祉課 介護福祉係
フレイル予防、筋トレ、健康マージャン等介護予防事業（再掲）	地域福祉課 介護福祉係
健康増進事業（栄養教室・健康相談等）	健康推進課 健康総務係
食生活改善推進員支援事業（再掲）	健康推進課 健康総務係
高齢者セカンドライフ応援助成金交付事業	健康推進課 長生き支援係
高齢者の居場所づくり活動支援事業（再掲）	健康推進課 長生き支援係
老人福祉センター活性化事業 （いきいきライフアップひろば）（再掲）	健康推進課 長生き支援係
まち・ひと・しごと創造ステーション運営事業（再掲）	商工観光課 シティセールス係



施策の方向（２） 見守り支援等の充実

■現状と課題■

子育てや介護、健康、生活困窮やひきこもり・閉じこもり等、住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、相談の重要性は増していることから、地域の身近な相談先である社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした地域全体による見守り活動がとても重要となっています。

従来の縦割り行政の支援体制のみでは対応が難しいケースも発生しているため、複数の担当者が見守り、相談に応じ、適切な支援先につなぐ等の対応が必要となっています。そうした地域での見守りや声がけ活動を推進しながら、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、政府や地方自治体によって人権擁護活動や法整備が進められていますが、全国的にいじめや虐待、DV、誹謗中傷、性別や人種等による差別・偏見などの人権侵害が発生しており、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深め、人権尊重の意識の醸成を図る取組が必要となっています。

●取組の方向性●

近隣の住民が抱える困りごとや異変に気付くことができるよう、地域での見守りのネットワークづくりを支援します。

地域の身近な相談先である社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした相談先の周知、相談担当者のスキルアップや関係機関の連携など相談支援体制の充実強化に取り組むとともに、生活困窮者、ひきこもり・閉じこもり等の状態にある人の自立に向けた相談・支援に取り組みます。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・近隣の住民とは日頃から挨拶を交わすなど、互いに見守りや声がけを行います。
- ・不安や悩みを相談できる窓口にはどのようなものがあるのか確認します。
- ・悩みや不安などはひとりで抱え込まずに、身近な人や地域の民生委員・児童委員や専門機関などへ相談します。
- ・人権尊重の意識と思いやりを持って人に接します。
- ・虐待やDVなどが疑われるケースに気づいたら、関係機関へ速やかに相談・通報します。
- ・権利擁護や成年後見制度について理解を深め、必要に応じて制度を活用します。

地域の
取組

- ・地域住民の実情に応じた安否確認や孤立防止、子どもの健全育成のための見守り・声かけ活動を行います。
- ・町と企業・事業所等の間で連携し、地域での高齢者等の見守りを行います。
- ・民生委員・児童委員を含め、地域福祉関係機関は町と連携し、様々な地域課題への相談・支援を行います。
- ・福祉関連事業者や関係団体は住民に福祉に関する情報を提供するとともに、解決が難しい課題に対しては専門機関を紹介するなど、各種相談窓口の周知と利用を促進します。
- ・地域全体で人権に対する理解と認識を深められるよう、人権に関する情報提供や各種啓発活動への参加を促します。
- ・虐待やDVを防止するため、民生委員・児童委員をはじめ、地域で協力しながら、声かけや見守り、情報共有を進めます。
- ・人権侵害を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。
- ・社会福祉協議会は日常生活自立支援事業（まもりーぶ）を支える生活支援員の人員の確保・育成に努めます。
- ・関係機関・団体が相互に連携し、成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護を受けることができるよう地域のネットワークづくりを図ります。

○町が取り組むこと○

施策① 日常的な見守り・相談支援の推進

- ・相談担当者のスキルアップや関係機関の連携強化など、住民からの様々な相談を受け止めて適切な支援につなぐ「断らない相談支援体制」の充実強化を図ります。
- ・民生委員・児童委員等関係機関と連携し、様々な地域課題への相談・支援を行います。
- ・安否確認や孤立防止、子どもの健全育成のための地域での見守り・声かけ活動を促進します。
- ・児童センター・地区児童館において安心して過ごせる場の提供や、子育て世帯の相談・支援を行います。
- ・災害時に支援を要する人々（以下、「要配慮者」）に対する「見守り・発見（安否確認）、相談、必要なサービスや専門機関へのつなぎ」機能を強化します。
- ・企業等と協定を結ぶなど連携し、地域での高齢者等の見守りの取組を進めます。
- ・生活困窮者の自立と社会参加を支援するため、仙台保健福祉事務所や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、相談対応や生活支援を行います。
- ・支援対象児童等（要保護児童・要支援児童、特定妊婦）の早期発見や適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の連携強化を図ります。

主な関連事業	担当課・係
民生委員補助金交付事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
避難行動要支援者個別計画作成等事業	地域福祉課 福祉総務係
生活保護相談事業	地域福祉課 福祉総務係
障がい者相談支援事業	地域福祉課 障がい福祉係
児童クラブ運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
児童センター・地区児童館運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
ゲートキーパー養成事業（再掲）	健康推進課 健康総務係
ひきこもり居場所づくり支援事業	健康推進課 健康総務係
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	健康推進課 長生き支援係
食の自立支援事業	健康推進課 長生き支援係
利用者支援事業	子ども家庭センター 子ども家庭係、親子保健係
スクールガードリーダー事業	教育総務課 学校施設係
学校教育専門指導員配置事業	教育総務課 教育指導係

施策② 権利擁護の推進

- ・子ども憲章の具現化を推進します。
- ・全ての人の人権が尊重され、性別や人種等の差別や偏見をなくし、たがいに認め合う地域づくりができるよう、人権、男女共同参画、差別解消に関する情報提供や広報啓発の取組を行います。
- ・虐待の予防や早期発見のため、虐待に関する情報提供や通報義務等の啓発を行います。
- ・保健、医療、民生委員・児童委員、事業所、警察、宮城県障害者権利擁護センターなど関係機関と連携し、虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。
- ・社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や権利擁護支援についての周知を行うとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。

主な関連事業	担当課・係
人権啓発事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
要保護児童対策地域協議会事業	子ども家庭センター 子ども家庭係
学校教育専門指導員配置事業（再掲）	教育総務課 教育指導係
スクールソーシャルワーカー配置事業	教育総務課 教育指導係
心のケアハウス事業	教育総務課 教育指導係
不登校児童生徒学び支援教室事業	教育総務課 教育指導係

施策の方向(3) 成年後見制度の利用促進【利府町成年後見制度利用促進計画】

■現状と課題■

判断能力が不十分なことにより日常生活に助けを必要とする人や、自身の権利や生活が守られず助けを必要としている人の早期発見・早期対応の取組が必要となっています。

また、疾病や障がい等により判断能力が低下した人の暮らしを支える成年後見制度については認知度が低いことから、周知強化を図るとともに、制度の充実が必要となっています。

●取組の方向性●

互いに尊重し合う社会の実現のため、人権に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、全ての人の権利が守られるよう、地域や関係機関等と連携し、人権侵害を受けている人や助けを求める人の早期発見及び早期対応に努めます。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断能力が低下しても安心して暮らすことができるよう権利擁護支援という側面からの地域共生社会の実現を目指し、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実や成年後見制度の周知啓発と利用の促進を図ります。

○住民・地域が取り組めること○

- | | |
|-----------|--|
| 住民の
取組 | ・権利擁護や成年後見制度について理解を深め、必要に応じて制度を活用します。(再掲) |
| 地域の
取組 | ・関係機関・団体が相互に連携し、成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護を受けることができるよう地域のネットワークづくりを図ります。(再掲) |

○町が取り組むこと○

施策① 成年後見制度の利用促進

- ・社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や権利擁護支援についての周知を行うとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。(再掲)
- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対する権利擁護支援のため、地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の設置を検討します。
- ・令和9年度より始まる国の第三期成年後見制度利用促進基本計画にも対応していきます。

主な関連事業	担当課・係
成年後見制度利用支援助成事業	健康推進課 長生き支援係

施策の方向（４） 再犯防止対策の推進【利府町再犯防止推進計画】

■現状と課題■

犯罪や非行をした人が社会復帰する際に、就労や住居の確保等の多くの困難に直面するなど地域社会から孤立したことから再犯に陥るケースも少なくなく、令和5年の宮城県の再犯者率は46.7%となっています。

再犯を防ぐためには国や県、関係機関等と緊密に連携・協力して、対象者の社会復帰及び社会復帰後に地域社会で孤立させないための「息の長い」支援に取り組むとともに、地域の理解と協力が必要不可欠です。しかしながら、アンケート結果では、住民自身も地域社会の一員として積極的に協力するという考えの浸透は不十分な状況であり、住民への啓発が必要となっています。

●取組の方向性●

犯罪や非行をした人たちが再び犯罪に手を染めることのないよう様々な支援を行うとともに、犯罪や非行をした人たちが孤立、排除されることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、住民に向けた啓発を行います。

国の第二次再犯防止推進計画の基本方針に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪や非行をした人たち等の円滑な社会復帰を促進するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、「再犯防止の推進」に掲げる地域における更生や再犯防止に関する事業や取組を推進します。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・毎年7月に開催される「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めます。
- ・学校の薬物乱用防止教室等の機会を通じて、薬物乱用の危険性について理解を深めます。

地域の 取組

- ・青少年の非行防止等を目的として、夜間のパトロールを行います。
- ・民生委員・児童委員や保護司、更生保護女性会などの関係団体は、研修等の機会を通じて、再犯防止推進に関する理解を深め、住民からの生活や福祉に関する相談対応などを行います。
- ・民生委員・児童委員や保護司、更生保護女性会などの関係団体は、「社会を明るくする運動」を通じた啓蒙活動を行います。

○町が取り組むこと○

施策① 再犯防止対策の推進

- ・関係団体と連携し、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援するため、「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、あいさつ運動や相談会の開催、PR等を行います。
- ・学校・家庭・地域の連携により、青少年の非行や犯罪の防止に努めるとともに、青少年が豊かなたくましさを育む体験教育を推進します。
- ・小中学校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。
- ・学校において薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒等に薬物乱用の危険性について啓発を行います。
- ・保護司会や更生保護女性会等と連携し、社会復帰と再犯防止に向けた支援を行います。

主な関連事業	担当課・係
社会を明るくする運動啓発事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
福祉情報発信事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
児童クラブ運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
児童センター・地区児童館運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
薬物乱用防止対策事業	健康推進課 健康総務係
地域学校安全対策事業	教育総務課 教育指導係
スクールソーシャルワーカー配置事業（再掲）	教育総務課 教育指導係
青少年健全育成事業（再掲）	生涯学習課 生涯学習係

基本目標3 連携と協働で築く地域福祉の基盤づくり

施策の方向（1） 包括的な支援体制の推進

■現状と課題■

地域共生社会の実現に向けて、公的支援は制度・分野ごとの縦割りから、分野をまたがる丸ごとへの転換が求められるとともに、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等の従来の制度では十分な対応が難しい複雑化・複合化した課題に対応するため「重層的支援体制の整備」に努めることとされています。本町においては、複数の分野にまたがる困りごとであっても、その内容に応じて複数の分野の担当者が情報を共有しながら相談対応を行うとともに、適切な支援先につなぐなどの対応に取り組んでいます。

また、高齢者や障がいのある人等の就労や社会参加への支援や、生活困窮者、ひとり親家庭の保護者等が自立して生活していくための個々の状況に応じた支援などの充実が必要です。

●取組の方向性●

高齢者、障がいのある人、こども・若者、子育て世帯、ひきこもり・閉じこもり、生活困窮者など、様々な属性の課題の解決に向けて、地域や関係機関と連携し、支援が必要な方を誰も取り残さない包括的な支援体制の整備を行います。

また、高齢者や障がいのある人への就労・社会参加の支援や、生活困窮者やひとり親家庭の保護者等に対する自立して生活していくために必要な支援を行います。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・悩みごとや困りごとを一人で抱え込まず、身近な人や近くの相談先に相談します。
- ・民生委員・児童委員など地域の相談役や町の相談窓口を覚えめす。
- ・身近な人が困っていることに気付いたら、声がけや手助けをしたり、相談先を教えたり、地域の相談役に伝えます。
- ・自殺と関連深いうつ病や依存症等のこころの病気への理解を深めます。
- ・就労の機会や地域での役割を通じて、自身の経験や能力を活かせるよう心がけます。（再掲）

地域の 取組

- ・虐待、ひきこもり、生活困窮といった課題を抱える人の見守り活動を行います。
- ・民生委員・児童委員をはじめ、町内会やボランティア団体、各種団体、企業と連携を図り、地域で支え合う地域包括ケアシステムを推進します。
- ・学校、家庭、地域が連携して子育て世帯を支えるネットワークの強化を進めます。
- ・自殺と関連深いうつ病や依存症等のこころの病気で悩む方が、自殺対策ネットワーク会議^{*}や関係機関等へ報告・相談できるよう連携支援に努めます。
- ・町内会、関係団体、企業・事業所等と連携して、高齢者や障がいのある人等が身近な地域で活躍できるよう支援します。

○町が取り組むこと○

施策① 包括的な相談・支援体制の構築

- ・支援を必要とする方一人ひとりに合ったサービスを提供できるよう、関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズに対応する包括的な相談・支援体制の強化を図ります。
- ・子育て中の親子の交流の場や子育て支援に関する情報の提供、相談しやすい体制づくりなど子育て支援サービスの充実に努めます。
- ・妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、子ども家庭センターを中心に関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。
- ・自殺対策ネットワーク会議※を推進し、自殺の未然防止や自殺防止対策に努めます。
- ・課題や困りごとを抱えた高齢者や障がいのある人等が、必要とするサービスを一体的に利用することができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

※自殺対策ネットワーク会議：自殺対策は家庭や学校、職域など社会の全般に関係しており総合的な対策を進めるため、関係機関の連携のもと効果的な取組ができるよう幅広い関係機関や団体等で構成しています。

主な関連事業	担当課・係
生活保護相談事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
障がい者相談事業（再掲）	地域福祉課 障がい福祉係
高齢者の総合相談事業	地域福祉課 介護福祉係
子育て情報発信事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
児童センター・地区児童館運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
自殺対策強化事業	健康推進課 健康総務係
福祉相談支援システム貸借事業	子ども家庭センター 子ども家庭係
要保護児童対策地域協議会事業（再掲）	子ども家庭センター 子ども家庭係
地域子育て支援拠点事業	子ども家庭センター 子ども家庭係
子育て支援事業運営事業（再掲）	子ども家庭センター 子ども家庭係
利用者支援事業（再掲）	子ども家庭センター 子ども家庭係、親子保健係
学校教育専門指導員配置事業（再掲）	教育総務課 教育指導係
家庭教育事業	生涯学習課 生涯学習係

施策② 就労・社会参加への自立支援

- ・生活困窮者の自立と社会参加を支援するため、仙台保健福祉事務所や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、相談対応や生活支援を行います。(再掲)
- ・ひきこもりや閉じこもりになっている人やその家族等に対して、関係機関と連携して自立や社会参加に向けた相談支援等を行います。
- ・低所得世帯等に対し、国の制度に沿った給付金の申請受付・支給を行い、生活の自立を支援します。
- ・シルバー人材センター等関係機関と連携し、様々な就労機会が得られるよう支援します。
- ・生活困窮者やひとり親家庭の保護者等に対して個々の状況に応じた支援ができるよう、自立相談支援センターなどの関係機関と連携し、自立に向けた情報提供などを行います。
- ・障がいのある人の自立に向けた支援を行います。
- ・町内企業と連携し、障がい者の雇用を推進します。

主な関連事業	担当課・係
生活保護相談事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
給付金事業	地域福祉課 福祉総務係
障がい者相談事業（再掲）	地域福祉課 障がい福祉係
障がい者自立支援事業	地域福祉課 障がい福祉係
障害者タクシー・ガソリン費助成事業	地域福祉課 障がい福祉係
高齢者元気アップポイント事業（再掲）	地域福祉課 介護福祉係
ひきこもり居場所づくり支援事業（再掲）	健康推進課 健康総務係
シルバー人材センター助成事業	健康推進課 長生き支援係
利府町障がい者雇用奨励金交付事業	商工観光課 商工観光係
りふ・みやぎ障がい者雇用推進ネットワーク事業	商工観光課 商工観光係

施策の方向（２） 福祉サービスの充実

■現状と課題■

基本的に福祉サービスは、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとに個別に対応する仕組みとなっていますが、1つの分野のサービスのみでは解決が困難なケースも多くなるなど、福祉サービスに対するニーズは複合化・複雑化が進んでいます。このような中、アンケート結果では、身近な相談窓口の充実や高齢者や障がいのある人の入所施設の充実に加え、保健福祉に関する制度案内の充実が求められています。

また、本町の老年人口は増加傾向で推移し、高齢化率は上昇を続け、令和7年3月末現在で26.7%となり、要支援・要介護認定率も増加傾向で推移し、令和7年4月末現在で15.5%となっています。この先、2040年にかけて85歳以上の人口の急増や高齢者世帯の増加、介護や支援を要する高齢者や世帯の増加と生産年齢人口の急激な減少により、介護、福祉、保健・医療サービスを担う人材の不足が深刻になることが予測されています。複合化・多様化する住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握に努め、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制の確立とネットワークの強化を図っていく必要があります。

●取組の方向性●

分野ごとに福祉サービスの質の向上に努めながら適切な支援を行うとともに、制度の狭間にある課題や複数の課題を抱える人に対応できるよう、庁内や関係機関等と分野を超えて連携し、要支援者のニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。

また、生活問題を抱える人や世帯を包括的に支援するため、福祉分野のみならず、保健・医療も含めた全庁的・部局横断的な連携体制の強化と、民間の関係機関を含めた保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制の確立により、地域包括ケアシステムを推進します。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・ 普段から福祉サービスや相談先の情報を確認し、悩みや困りごとを抱えたり、福祉サービス等による支援が必要となったりした際は、早めに相談窓口を活用します。
- ・ 福祉サービスの利用等に関し、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所、関係機関等の相談窓口を積極的に活用します。
- ・ 行政や地域で開催する健康学習の場に積極的に参加します。
- ・ 十分な睡眠、バランスの良い食事、適度な運動、定期健康診断の受診を心がけます。

地域の 取組

- ・ 医療や福祉による支援を必要とする人に、適切な福祉サービスや支援を提供します。
- ・ 住民一人ひとりが健康で生き生きと過ごせる地域づくりを推進します。
- ・ 保健協力員や食生活改善推進員等と連携し、地域住民の健康への関心を高めます。
- ・ 住民が必要とするサービスの把握に努め、社会福祉協議会や関係団体、事業所等が連携し、福祉ネットワークの形成に努めます。
- ・ 社会福祉協議会が行う「小地域ネットワーク」などの取組について協力するとともに、周知に努めます。

○町が取り組むこと○

施策① 福祉サービスの質の向上

- ・こども・若者、子育て世帯、高齢者、障がいのある人、生活困窮者など、様々な対象に対し、適切かつ質の高い行政サービスを提供します。
- ・必要な人に必要な情報が伝わるよう、伝えたい相手の年齢や障がい特性等に合わせた媒体や表現を用いるなど、伝わりやすい制度の案内に努めます。
- ・高齢者や障がいのある人等、誰もが情報にアクセスしやすい情報バリアフリーの環境づくりを推進します。
- ・地域や関係機関と連携し、介護保険サービスや障がい福祉サービス、地域の支え合いを含めた包括的なサービスの情報提供に努めます。
- ・サービス事業者に対しての指導・監督等を通じ、相談対応をはじめとした福祉サービスの質の向上に努めます。
- ・民生委員児童委員協議会や更生保護女性会など、本町を拠点として活動するボランティア団体やNPO等に対し、地域福祉活動の継続や活性化のための支援を行います。
- ・高齢者や障がいのある人達が安心して暮らすことができる入所施設等が立地されるよう、企業等に対して働きかけを行います。

主な関連事業	担当課・係
生活保護相談事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
給付金事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
福祉情報発信事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
障がい者医療費助成事業（再掲）	地域福祉課 障がい福祉係
子育て情報発信事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
児童クラブ運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
児童センター・地区児童館運営事業（再掲）	子ども支援課 子ども企画係
教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業	子ども支援課 保育係
子ども医療費助成事業	子ども支援課 子ども給付係
がん患者医療用補正具購入費用助成金事業	健康推進課 健康総務係
若年がん患者在宅療養支援事業	健康推進課 健康総務係
母子健康手帳サービス業務事業（再掲）	子ども家庭センター 親子保健係
広報・広聴事業（再掲）	秘書政策課 秘書広報係
小学校入学支援事業	教育総務課 総務学事係
中学校入学支援事業	教育総務課 総務学事係
小中学校給食費無料化事業	教育総務課 学校給食センター
生涯学習ガイド作成事業（再掲）	生涯学習課 生涯学習係

施策② 保健・医療・福祉の連携

- ・医療や介護を必要とするようになった場合でも、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。
- ・住民、地域、福祉サービス提供事業者、病院等、関係機関と連携し、在宅医療・介護の情報共有と適切な情報提供を図り、地域包括ケアシステムによる地域で支え合う関係づくりの支援をします。
- ・保健・医療・福祉に関する情報を提供し、健康に関する意識の啓発に努めます。
- ・各種相談窓口と民生委員・児童委員、関係機関との連携の強化を図ります。
- ・保健・医療・福祉の総合的な拠点として、保健福祉センターの適正な業務管理に努めます。

主な関連事業	担当課・係
在宅医療・介護連携推進事業	地域福祉課 介護福祉係
介護保険給付事業	地域福祉課 介護福祉係
保健事業	健康推進課 健康総務係
健康診査、がん検診事業	健康推進課 健康総務係
健康増進事業（栄養教室・健康相談等）（再掲）	健康推進課 健康総務係
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康推進課 健康総務係 地域福祉課 介護福祉係 町民課 国保年金係
介護用品支給事業	健康推進課 長生き支援係
保健福祉センター管理事業	健康推進課 長生き支援係
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子ども家庭センター 子ども家庭係
妊婦・乳児健診事業	子ども家庭センター 親子保健係
産婦健康診査事業	子ども家庭センター 親子保健係
妊婦歯科健康診査事業	子ども家庭センター 親子保健係
幼児健診事業	子ども家庭センター 親子保健係
新生児聴覚検査助成事業	子ども家庭センター 親子保健係
利用者支援事業（再掲）	子ども家庭センター 子ども家庭係、親子保健係

施策の方向（３） 安全・安心の住み良い地域づくり

■現状と課題■

近年、地震や豪雨等の大規模な自然災害が各地で発生しており、災害への備えが急務となっている中、高齢化の進行により、要配慮者が増加することが見込まれます。アンケート結果では、地域の防災活動に参加したことがある人は半数未満で、特に若い世代の参加が少なくなっています。また、災害時の情報収集や家族の安否確認、避難所での生活等に不安を抱える人も多いため、地域と連携した防災体制の強化を図る必要があります。

さらに、孤立死や子どもや高齢者を狙った犯罪が増加傾向であるため、関係機関が連携した防止対策が必要となっています。

一方で、本町では、「住み良さ」を感じている住民が約9割となっていますが、町が重点的に取り組むべき施策として、道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化も求められています。より一層住み良さや愛着が深まるよう、誰もが安全・安心を感じることができる地域環境づくりを推進していく必要があります。

●取組の方向性●

災害発生時に要配慮者への避難誘導や安否確認、見守りなどが確実に行われるよう、平時からの情報提供や防災活動への参加を促進し、要配慮者の情報共有や支援体制づくりを推進するとともに、災害発生時に速やかな避難が可能となるよう、情報提供体制の強化を図ります。

警察、防犯ボランティア、地域、家庭、学校、行政が連携して孤立死、高齢者や障がいのある人を狙った犯罪、子どもを巻き込んだ事故や犯罪の未然防止に尽力するとともに、災害時の避難支援等を行い、安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみで推進します。

多様な人々が利用しやすい生活環境づくりに向けて、道路や歩道のバリアフリー化や、公共施設等のユニバーサルデザインを進めます。

○住民・地域が取り組めること○

住民の 取組

- ・あらかじめ災害や防災対策に関する情報を収集し、災害時に備えます。
- ・普段から近所でのつながりや関係づくりを大切にして、災害時の避難支援等を円滑にできるよう努めます。
- ・地震等の災害発生時に近隣の安否確認や避難誘導など助け合いを行います。
- ・家庭において子どもへの交通安全教育を行います。
- ・防犯パトロールや不審者情報の提供、子どもたちの見守り等防犯活動を行います。
- ・消費者トラブルに遭わないよう、消費生活に関する情報に関心を持ちます。
- ・高齢者、障がいのある人など、困っている人を見かけたら声掛けや手助けをします。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの理念や点字ブロックの役割を理解します。
- ・おもいやり駐車場の適正利用や公共交通の席の譲り合いなど、福祉に関するマナー
- ・道路の破損箇所や危険箇所を見つけたら、町に知らせます。

地域の
取組

- ・町内会、民生委員・児童委員等の関係機関・団体が連携し、災害発生時の安否確認や円滑な避難誘導等を行えるよう、地域における協力体制を築きます。
- ・防犯協会など関係機関・団体と連携し、地域が一体となって交通安全・防犯体制づくりをするための啓発活動を行います。
- ・子どもたちの安全を守るために地域、学校、行政が連携して地域活動を行います。
- ・移動の妨げとなる障害物の撤去や道路の清掃・除草などを行います。
- ・安全で快適なバリアフリーの環境づくりを推進します。
- ・地域の高齢者や障がいのある人の移送ニーズを把握し、ボランティア団体、NPO、福祉サービス事業者等による移送サービス事業の推進を図ります。

○町が取り組むこと○

施策① 防災・防犯体制の充実

- ・災害や防災対策に関する情報の周知を行います。
- ・総合防災訓練の実施や自主防災組織の活動への協力など、防災関係機関と連携して地域における防災体制づくりを支援します。
- ・町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、災害発生時に要配慮者を迅速に支援できる体制の整備に努めます。
- ・災害時に自力で避難することが困難な方を把握し、有事に備えるため、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画書を作成します。
- ・指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充に努めます。
- ・子どもたちの安全を守るため、地域や学校等と連携して見守りや地域活動を支援します。
- ・交通安全意識の普及・啓発を図るため、交通安全教室、講習会等を開催します。
- ・消費生活に関する相談や情報提供を通じて、振り込め詐欺や訪問販売など消費者被害の防止に努めます。

主な関連事業	担当課・係
避難行動要支援者個別計画作成等事業（再掲）	地域福祉課 福祉総務係
防災マップ作成事業	危機対策課 危機管理係
防災行政無線システム等更新事業	危機対策課 危機管理係
消防団事業	危機対策課 危機管理係
防犯灯等賃貸借事業	危機対策課 生活安全係
交通安全指導員活動事業	危機対策課 生活安全係
交通安全運動事業	危機対策課 生活安全係
消費者行政強化事業及び推進基金事業	商工観光課 商工観光係
小中学校防犯対策事業	教育総務課 学校施設係
地域学校安全対策事業（再掲）	教育総務課 学校施設係

施策② 住みやすい地域づくりの推進

- ・高齢者や障がいのある人の交通に関する支援を行います。
- ・町民バスや利府町版m o b i（モビ）等の公共交通について、高齢者や障がいのある人等、誰もが利用しやすいよう環境整備を行うとともに、利用方法等について周知し、活用促進を図ります。
- ・道路や歩道のバリアフリー化や公共施設等のユニバーサルデザイン化など、高齢者や障がいのある人に配慮した施設整備に努めます。
- ・高齢者や障がいのある人等、誰もが情報にアクセスしやすい情報バリアフリーの環境づくりを推進します。（再掲）
- ・高齢者や障がいのある人が通院や買い物等の日常生活に必要な移動を円滑にできるよう、コンパクトなまちづくりを推進します。

主な関連事業	担当課・係
障害者タクシー・ガソリン費助成事業（再掲）	地域福祉課 障がい福祉係
町民バス運行事業	生活環境課 公共交通係
民間バス運行支援事業	生活環境課 公共交通係
シルバーパス事業	生活環境課 公共交通係
利府町版m o b i（モビ）運行事業	生活環境課 公共交通係





第5章

成果指標の設定



第5章 成果指標の設定

1 計画の重点目標の成果指標

本計画では、「地域コミュニティの強化」、「福祉情報の充実化」、「若い世代の参画促進」の3つを重点目標として掲げています。今回の計画では、本計画の重点目標の進捗状況を示す基準として、新たな成果指標の設定を行います。

(1) 地域コミュニティの強化

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
★地域の福祉活動に参加する意向のある町民の割合	44.7%	⇒	39.3%	⇒	50.0%

※調査結果（現状値）…今後地域での福祉活動への参加意向が
「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」の合算数値

◆目標値 5年間で10.7ポイントの向上

⇒意識の醸成から丁寧に取り組み、福祉活動のハードルを下げることにより、50%（半分）の達成を目指します。

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
近所の方と活発な付き合いをしている町民の割合	30.3%	⇒	23.6%	⇒	30.0%

※調査結果（現状値）…近所の方との付き合い状況が「非常に親しく、お互いの家を行き来する」
「会えば、親しく立ち話をする」の割合の合算数値

◆目標値 5年間で6.4ポイントの向上

⇒挨拶運動の推進や地域における交流機会の創出などにより、前回値30%まで回復することを目指します。

(2) 福祉情報の充実化

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
★福祉に関する必要な情報が提供されていると思う町民の割合	64.2%	⇒	61.1%	⇒	70.0%

※調査結果（現状値）…必要とする保育・福祉サービス、健康づくりに関する情報が
「すぐに入手できた」割合

◆目標値 5年間で8.9ポイントの向上

⇒多様な媒体による情報発信により、現状値61.1%からさらなる向上を図り、70%達成を目指します。

(3) 若い世代の参画促進

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
地域の行事や地域活動に参加している 30歳未満の町民の割合	15.6%	⇒	14.9%	⇒	25.0%

※調査結果（現状値）・・・地域の行事、地域活動に「よく参加している」「時々参加している」の
割合の合算数値

◆目標値 5年間で10.1ポイントの向上

⇒若い世代が関心を持つイベント開催や情報発信等により、25%（4人に1人）までの向上
を目指します。

2 基本目標の成果指標

本計画では、「住民が主体的に支え合う地域・人づくり」、「地域における支え合いの仕組みづくり」、「連携と共働で築く地域福祉の基盤づくり」の3つを施策項目として掲げています。前計画では重点目標の成果指標のみ設定していましたが、今回の計画から新たに施策項目ごとに成果指標の設定を行います。

(1) 住民が主体的に支え合う地域・人づくり

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
1-1:地域福祉の周知啓発に係る新たな取組数	-	⇒	-	⇒	15 件
1-1:世代間交流等を促進するための地域食堂の箇所数	-	⇒	2 箇所	⇒	10 箇所
1-1:ご近所の人顔もよく知らない30歳未満の町民の割合	9.1%	⇒	24.3%	⇒	15.0%
1-2:認知症サポーター養成講座受講者数	-	⇒	1 年あたり 69 人	⇒	1 年あたり 70 人
1-2:認知症サポーター登録者数	1,673 人 (令和3年度)	⇒	2,034 人	⇒	2,180 人

(2) 地域における支え合いの仕組みづくり

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
2-1:福祉関係団体の団体間交流の開催回数	-	⇒	-	⇒	年1回
2-1:「利府町社会福祉協議会」の認知度(「名前も活動内容も知っている」の割合)	23.5%	⇒	20.9%	⇒	40.0%
2-1:「民生委員・児童委員」の役割の認知度(「よく知っている」+「ある程度知っている」の割合)	44.2%	⇒	43.0%	⇒	50.0%
2-1:元気アップポイント事業の参加者数	-	⇒	-	⇒	200 人
2-2:権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の設置	未設置	⇒	未設置	⇒	設置
2-2:成年後見制度の認知度(「名前も内容も知っている」の割合)	16.1%	⇒	20.8%	⇒	30.0%
2-2:青少年育成指導員巡回指導に携わった延べ人数	31 人 (令和元年度)	⇒	35 人	⇒	40 人

(3) 連携と共働で築く地域福祉の基盤づくり

	令和2年度 (前回値)		令和7年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)
★3-1:日常生活に困ったことがあったときに相談できると思う町民の割合	88.8%	⇒	92.5%	⇒	現状維持
3-3:住んでいる身近な地域の防災活動に参加したことがある町民の割合	-	⇒	38.9%	⇒	50.0%
3-3:本町に住み良さ感を感じている町民の割合(「住みやすい」+「まあ住みやすい」の割合)	87.5%	⇒	89.4%	⇒	現状維持



第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域福祉を支える連携体制

①住民・地域の連携

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民自身であり、住み慣れた地域で互いに認め合い、支え合いの心を持って、安心して暮らすことができる地域づくりを推進するにあたっては、行政の取組だけではなく、住民や地域との協働が必要不可欠です。

地域課題の解決に向けて、地域の中で活動する民生委員・児童委員、町内会、関係機関・団体、ボランティア団体、NPO、企業、事業所等が一体となった地域福祉ネットワークのより一層の連携強化を図ります。

②社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核的な役割を担う団体として位置づけられています。「第4期地域福祉活動計画」の策定と進行管理に努め、福祉サービスの提供や情報発信、ボランティアの育成、情報発信などを行うとともに、様々な福祉分野のネットワークの中心として多様な主体と連携し、地域に合わせたきめ細やかな地域福祉活動を推進します。

(2) 計画の情報共有と住民参加の推進

①計画の周知・情報共有

本計画や地域の活動や取組について、「広報りふ」やホームページへの掲載やSNS等を活用し、さらに地域の回覧板や掲示板、イベントの機会等を通じて周知を図ります。

②住民参加・参画の推進

地域福祉の推進にあたっては、住民の参加・参画が欠かせません。挨拶を交わす、荷物を運ぶのを手伝う、募金をするなど、普段の暮らしの中で行っていることも地域福祉活動であるということを啓発し、住民が考えているよりも地域福祉活動は気軽なものであるという意識の浸透を図ります。

地域のイベントやコミュニティ活動など住民主体の地域活動やボランティア活動、住民参加型の事業・行事の開催などへの支援を通じて地域福祉活動の活性化を図り、住民が地域での福祉活動に気軽に参加・参画できる地域づくりを推進します。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理

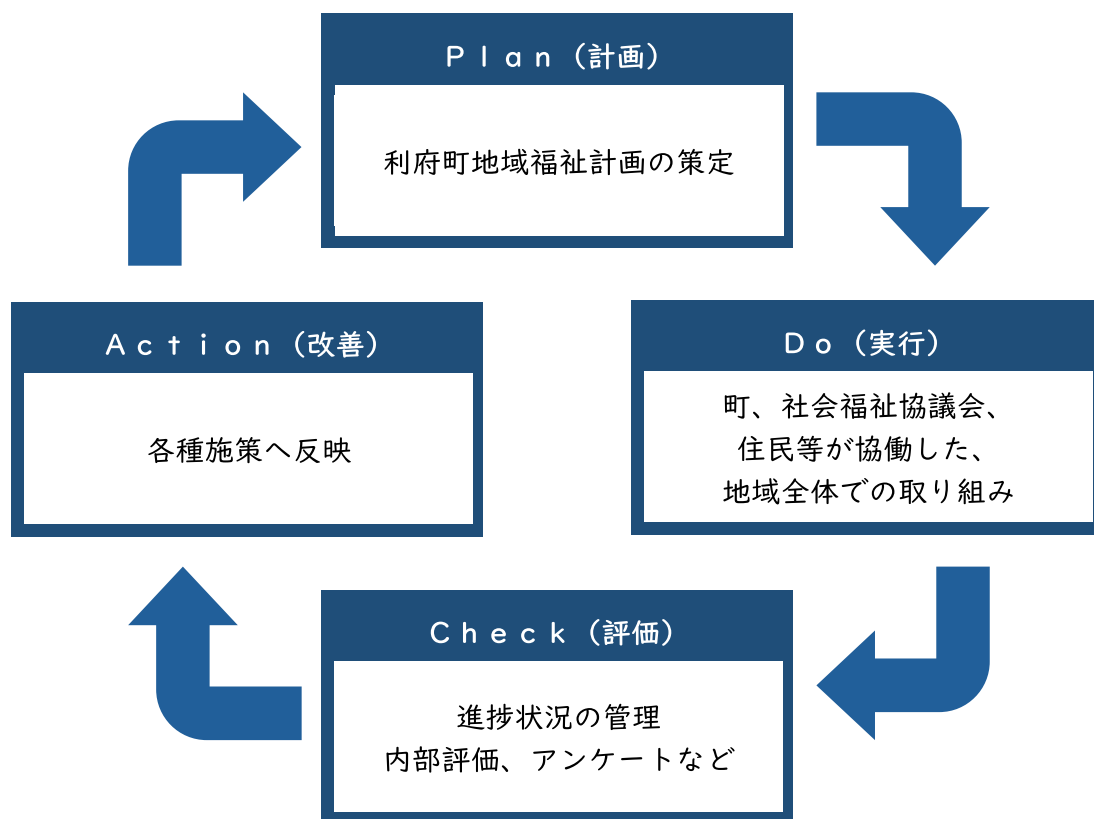
計画の進行管理については、計画期間の最終年度において、成果指標の達成状況の評価を行います。

各関連計画に基づく事業の進行状況については、個々の計画において進行状況を把握し、評価・検証を行い、適切な進行管理に努めます。

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間ですが、計画期間満了の時期である令和12年度を目途に、あるいは計画期間の途中であっても、社会情勢の変化等を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

(2) PDCAサイクルによる評価・検証

地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進するため、各関連計画の担当課と連携し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAサイクルに基づいて計画全体の進行管理を行い、計画を継続的に推進します。





資料編



資料編

1 利府町地域福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく地域福祉計画の策定に当たり、地域住民等の意見を反映させるため、利府町地域福祉計画策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を置く。

(聴取事項等)

第2条 懇話会は、委員から次の各号に掲げる事項について、意見等を聴取するものとする。

(1) 利府町地域福祉計画に関すること。

(2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 地域住民を代表する者

(2) 地域福祉に関し学識経験のある者

(3) 福祉関係団体を代表する者

(4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 策定懇話会は必要に応じて町長が招集し、保健福祉部地域福祉課長が進行する。

(報償費等)

第6条 策定懇話会に出席した委員に対し、予算の定めるところにより報償費及び旅費を支給するものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員又は申出のあった委員には、支給しないものとする。

(庶務)

第7条 策定懇話会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

2 利府町地域福祉計画策定懇話会委員名簿

No	団体名	役職	代表者名
1	東北学院大学地域総合学部 地域コミュニティ学科	教授	増子 正
2	利府町社会福祉協議会	会長	伊藤 三男
3	利府町行政区長会	会長	菅原 幸
4	利府町民生委員児童委員協議会	会長	平岡 洋一
5	利府町老人クラブ連合会	会長	星 典男
6	利府町身体障がい者福祉協会	会長	富田 利子
7	利府町ボランティア友の会	会長	小幡 康子
8	ふれあいホームひなたぼっこ	所長	三浦 シメ子
9	認定NPO法人さわおとの森	専務理事	高橋 繁夫
10	ママとコドモのほっこり親子教室 りとりてって	代表	須田 優佳

3 利府町地域福祉計画策定の経過

実施（開催）月	会 議 等
令和7年2月～3月	利府町地域福祉に関する町民意識調査実施 対 象：利府町民の18歳以上の一般市民 2,000人 回収率：43.6%
令和7年6月～7月	各種団体アンケート調査実施 対 象：利府町内で活動する主要な福祉関係当事者団体等 10団体 回収率：100.0%
令和7年7月25日	第1回策定懇話会の実施 ・第4期地域福祉計画の策定方針及びスケジュールについて ・計画策定の趣旨、国の動向等について ・現状と課題について ・基本理念について
令和7年10月23日	第2回策定懇話会の開催 ・第4期地域福祉計画（素案）について
令和7年11月27日 ～12月26日	パブリックコメントの実施
令和8年1月下旬	第3回策定懇話会の実施 ・第4期地域福祉計画（最終案）について ・第4期地域福祉計画（概要版）について
令和8年2月中旬	庁議 第4期地域福祉計画策定について決定

利府町第4期地域福祉計画

編集／利府町 保健福祉部 地域福祉課 福祉総務係

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

T E L : (022) 767-2148 F A X : (022) 767-2102

H P : <https://www.town.rifu.miyagi.jp/index.html>